

上野原市社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画

平成30年3月

社会福祉法人上野原市社会福祉協議会

はじめに

近年、急速な少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化が進むなど、住民同士の繋がりは薄れ、育児、介護、貧困等、様々な問題を抱える世帯が増加するなど、地域福祉に対する課題が山積しています。

こうした社会情勢の中で上野原市社会福祉協議会では、すべての人が、住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに、その人らしく自立していきいきと暮らしていくことができるまちづくりを目指し、第3次上野原市地域福祉活動計画を策定いたしました。

この計画は、上野原市が策定する「地域福祉計画」と基本目標を共有し、平成30年度から5年間にわたる上野原市の地域福祉の向上に向けて行政、社協、地域が一体となって取り組もうとするものです。

この計画の推進にあたって、地域のつながりの充実や活動のきっかけづくり、福祉ニーズに対応した支え合い体制の充実など地域の福祉課題、生活課題について社協職員一丸となって取り組み、社会福祉協議会の活動について広く周知と理解に努めていきます。

計画策定にあたっては、上野原市の地域福祉計画との連携や整合性をとりながら、市民アンケートや、地域福祉の担い手の方へのアンケートなどからの意見を踏まえ、第3次地域福祉活動計画策定委員会が中心となって取りまとめたものであります。

今後も、市民の皆さまのご理解とご協力をいただき、本計画を柱とした地域福祉活動の展開に向け、積極的に福祉事業を進めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただいた第3次地域福祉活動計画策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力をいただいた方々並びに関係団体に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

上野原市社会福祉協議会 会長 奈良 明彦

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉とは	2
3 地域福祉を取り巻く背景	3
4 地域福祉活動計画とは	4
5 地域福祉活動計画の位置づけ	4
6 計画の期間	5
第2章 うえのはらの現状と課題	6
1 人口・世帯状況などの動向	6
2 第2次計画の評価	12
3 様々なアンケートからみえること	13
第3章 この計画がめざすもの	24
1 地域福祉計画で市がめざすもの	24
2 第3次地域福祉活動計画の重点取組	25
3 地域福祉活動計画の理念と施策の体系	26
4 地域福祉推進のための圏域設定	28
第4章 具体的な取組み	29
基本目標1 共に助け合う地域づくり	29
基本目標2 困りごとをつなぐネットワークづくり	36
基本目標3 福祉サービスの基盤づくりと権利擁護	41
基本目標4 安全・安心に暮らせる地域づくり	47

第5章	計画の推進	51
1	地域福祉推進の役割分担	51
2	市社協の成り立ち	52
3	市社協の基盤強化	60
4	計画の推進と進行管理	61
第6章	資料編	63
1	サロン一覧	63
2	策定経過	68
3	第3次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	69
4	第3次地域福祉活動計画策定委員会設置要領	70



第 1 章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

上野原市社会福祉協議会では、すべての市民一人ひとりが安心していきいきと暮らすことができるまちづくりをめざし、『上野原市地域福祉活動計画』を策定し、住民や関係団体や行政との協働による地域福祉活動を展開してきました。

地域福祉を取り巻く状況は、少子高齢化や核家族化の急速な進展、産業構造の変化、インターネットをはじめとするライフスタイルや個人の価値観の多様化等により、住民相互のつながりや地域への帰属意識の低下が進み、かつてあったような家庭や地域における相互扶助機能が低下する状況となっています。

そのような状況の中で、経済情勢や雇用環境などは依然と厳しく、暮らしの不安定要素はますます増えています。また、自殺や孤立死（孤独死）、家庭内暴力やDV、虐待、引きこもり、高齢者や障害のある人を狙った犯罪など、個人や家族だけでは解決が難しい問題が増えています。そして、「無縁社会」という言葉に象徴されるように、地域社会との関わりを持たず、孤立して生活している人も増加しています。

このような地域を取り巻く様々な課題がある中、多くの住民は、住み慣れた地域で安心して安全に自立した生活を送りたいと願っています。これからの地域社会では、人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築いていくことが重要であり、地域住民の助け合いの意識を高め、互いの顔が見え、互いに声をかけ合うことができる“地域の絆づくり”が求められています。

こうした中、第2次上野原市地域福祉活動計画の計画期間が終了することに伴い、これまでの活動計画の実績と評価を踏まえるとともに、上野原市が策定する「地域福祉計画」と方向性を共有し、上野原市の福祉の向上に向けて社協が取り組むべき行動計画として策定するものです。

2 地域福祉とは

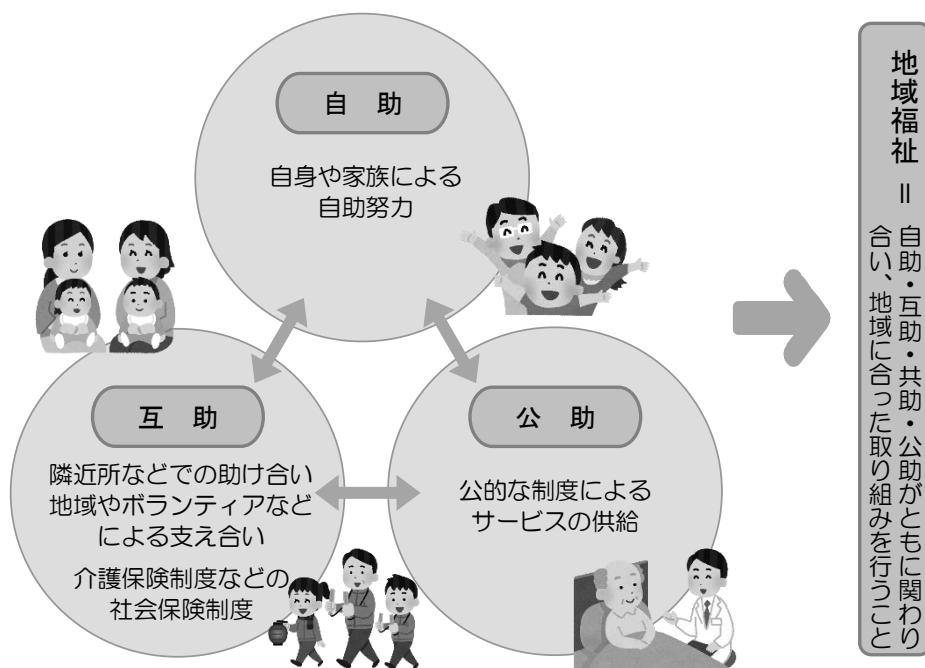
地域福祉とは地域社会において地域住民のもつ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践をいいます。

地域住民の生活上の問題に対しては、住民相互の連帯によって解決を図ろうとするものです。

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、様々な生活環境について住民に一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助）や介護保険に代表される社会保険制度（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、地域で暮らすみんなで「助けあい」「協力する」自助、互助、共助、公助を踏まえた「地域の助けあいによる福祉」が「地域福祉」です。

地域での支え合いの考え方



3 地域福祉を取り巻く背景

(1) 近年の福祉関係の制度改正の動き

我が国の人口構造や社会環境が変化する中、国では「社会保障と税の一体改革」を推進し、福祉に関する様々な制度改正が進められてきました。

これらの様々な動きのなか、市民の誰もが、必要な医療・保健・福祉のサービスを利用でき、安心して生活を送ることができる環境の整備や、公的なサービスの充実のみならず、市民と地域が協働で福祉に取り組むことが必要とされています。

制度の動向	時期	概要
障害者基本法の改正	平成 23 年 8 月	すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される、共生社会の実現をめざすという考えを取り入れ、目的規定や障害者の定義などが見直された。
子ども・子育て支援法の制定	平成 24 年 8 月	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）が創設されるとともに、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずることが示された。
社会保障制度改革推進法の制定	平成 24 年 8 月	社会保障改革の基本的な考え方と、年金、医療、介護、少子化対策の4分野の改革の基本方針が示されるとともに、社会保障制度改革国民会議の設置が規定された。
子どもの貧困対策法の制定	平成 25 年 6 月	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進する施策が定められた。
障害者差別解消法の制定	平成 25 年 6 月	不当な差別的取り扱いを禁止し、障害者への合理的配慮提供に対策を取り込むことを法定義務とした。
生活困窮者自立支援法の制定	平成 25 年 12 月	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等の支援を行うための措置が定められた。
介護保険法の改正	平成 27 年 5 月	予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）を地域支援事業に移行するとともに、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ上げた。
社会福祉法の改正	平成 28 年 3 月	社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずることが示された。
障害者総合支援法の改正	平成 28 年 6 月	自立生活援助や就労定着支援の新設など、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障害児支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことが示された。
自殺対策基本法の改正	平成 28 年 3 月	自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置付けた上で、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務付けるとともに、行政だけでなく、医療機関や事業主、学校、自殺対策を行う民間団体など関係者の連携と協力も示された。
成年後見制度の利用促進法の制定	平成 28 年 4 月	成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、基本理念や国及び地方公共団体の責務等が示された。

4 地域福祉活動計画とは

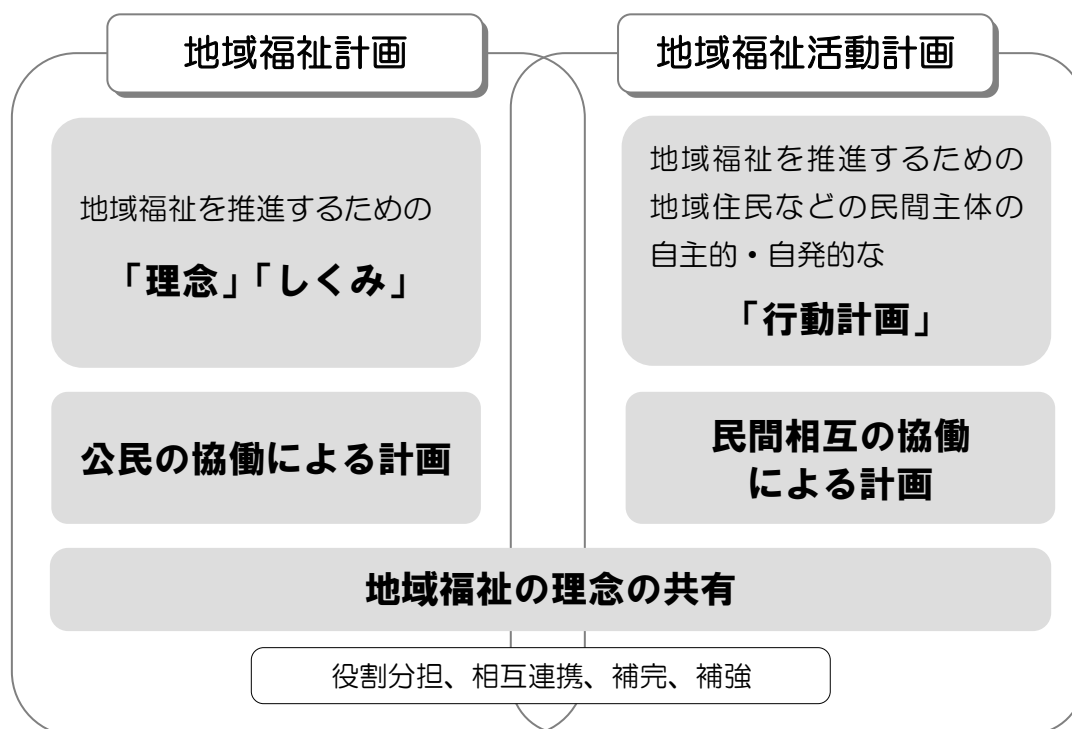
「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業者等が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動などを組織だてて行うことを目的として体系的にまとめた取り決めです。

5 地域福祉活動計画の位置づけ

地域福祉計画は社会福祉法に基づく公的な行政計画であり、地域福祉の理念やしきみ、行政施策を掲げるものです。地域福祉活動計画は、具体的な実践活動についての計画を定め、官民協働により基本理念や基本目標を共有しながら地域福祉を推進する計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、協働しあいながら、地域福祉を進展させていきます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



6 / 計画の期間

計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの5年間とします。

また、変化する社会情勢や関連する他の個別計画との整合性を図るため、必要に応じて、見直しを行うこととします。

平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
第2次上野原市地域福祉活動計画 (平成 25 年～29 年)					第3次上野原市地域福祉活動計画 (平成 30 年～34 年)				
				第2次上野原市地域福祉計画 (平成 29 年～38 年)					



第 2 章

うえのはらの現状と課題

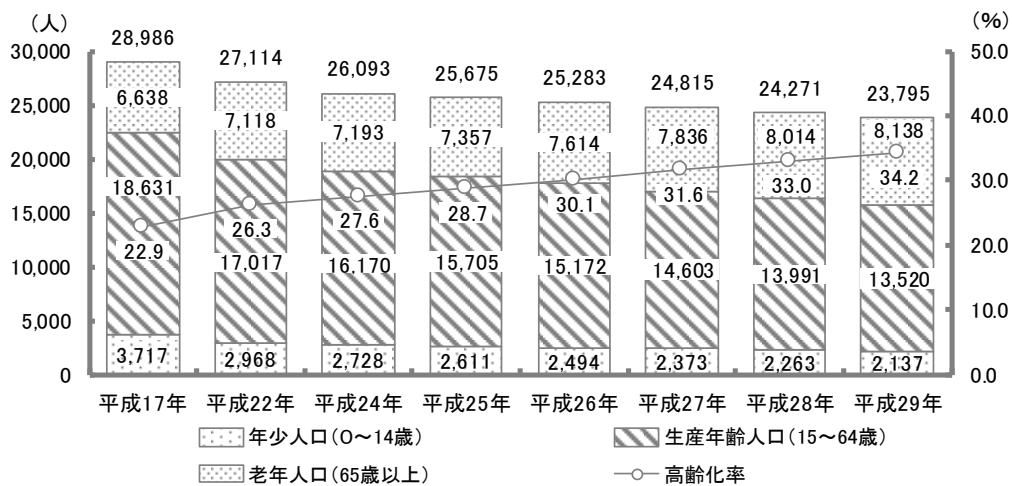
1 / 人口・世帯状況などの動向

(1) 人口・世帯状況

① 年齢3区分別人口

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年々総人口が減少しており、平成 29 年で 23,795 人となっています。また、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少している一方、高齢者人口（65 歳以上）は増加しており、高齢化率は平成 29 年で 34.2%となっています。

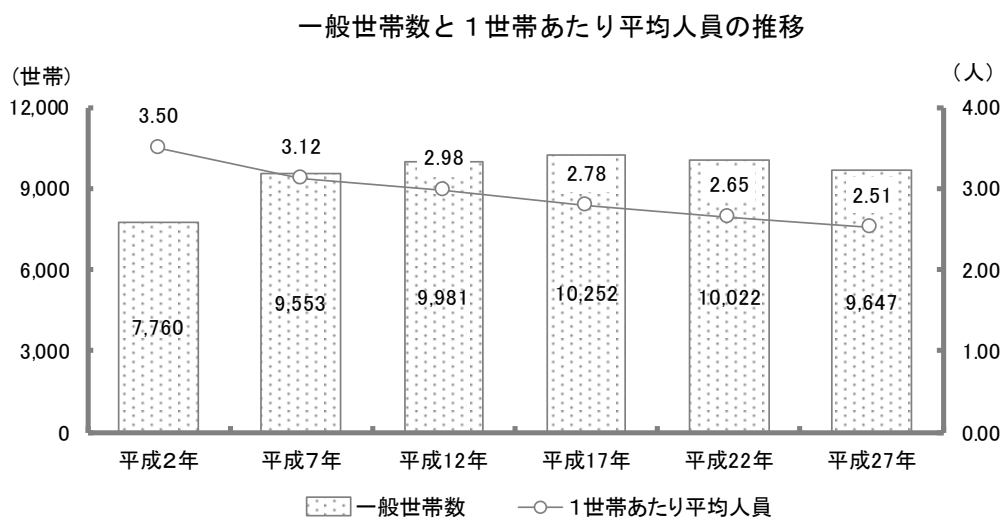
年齢3区分別人口の推移



資料：平成 17・22 年は国勢調査、平成 24～29 年は住民基本台帳（10 月 1 日現在）
※年齢不詳を除いているため、総人口と合計は一致しない場合がある。

② 一般世帯数の推移

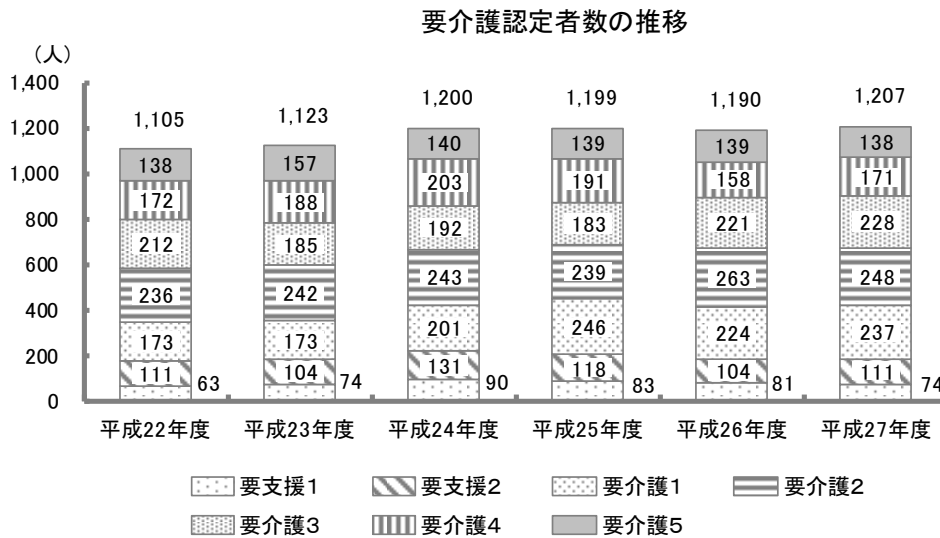
一般世帯数と1世帯あたり平均人員の推移をみると、一般世帯数は平成17年まで増加していますが、以降は減少傾向にあり、平成27年では9,647世帯となっています。それに伴い、1世帯あたり平均人員も減少しており、平成27年では1世帯あたり平均人員は2.51人となっています。



(2) 高齢者の状況

要介護認定者数の推移

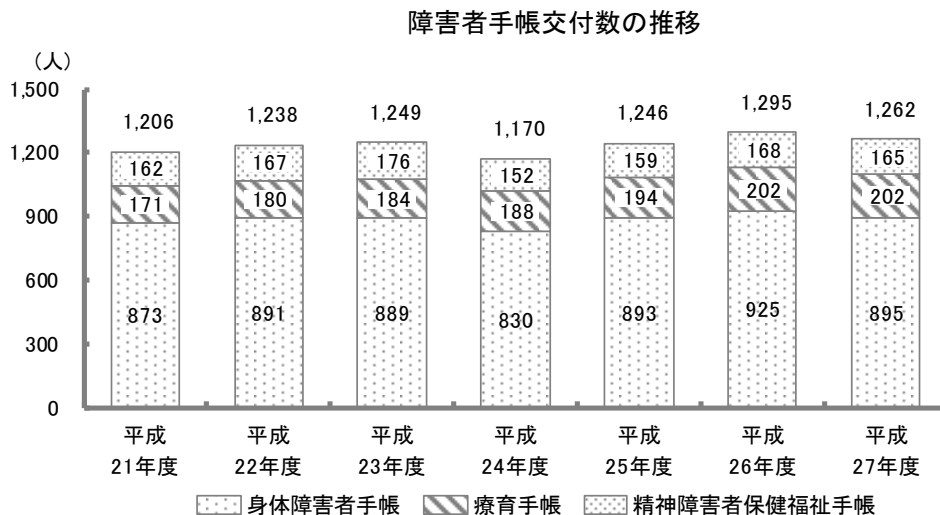
要介護認定者数の推移をみると、平成24年度まで増加していますが、以降は横ばいとなっており、平成27年度で1,207人となっています。



(3) 障害のある人の状況

① 障害者手帳交付数の推移

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数の推移をみると、増減を繰り返しながらも微増傾向にあります。



② 等級別身体障害者手帳交付数

身体障害者手帳交付数を等級別にみると、1級が304人と、全体の34.0%を占めています。

等級別身体障害者手帳交付数（平成27年度）

1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
304人	132人	135人	234人	40人	50人	895人

資料：県資料（平成28年3月31日現在）

③ 等級別療育手帳交付数

療育手帳交付数を等級別にみると、Aが99人、Bが103人となっています。

等級別療育手帳交付数（平成27年度）

A（重度）	B（中・軽度）	計
99人	103人	202人

資料：県資料（平成28年3月31日現在）

④ 等級別精神障害者保健福祉手帳交付数

精神障害者保健福祉手帳交付数を等級別にみると、1級が21人、2級が123人、3級が21人となっています。

等級別身体障害者手帳交付数（平成27年度）

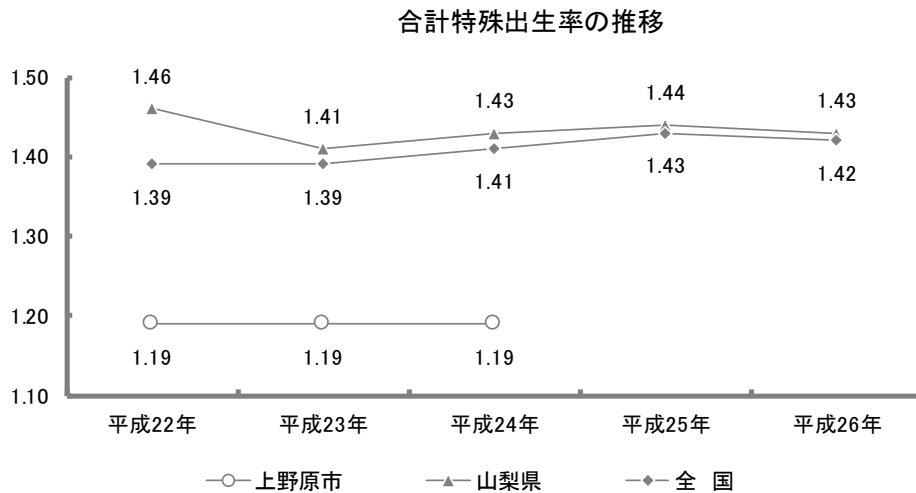
1級	2級	3級	計
21人	123人	21人	165人

資料：県資料（平成28年3月31日現在）

(4) 児童の状況

① 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移をみると、山梨県、全国より低い状態が続いています。本市の合計特殊出生率は、平成20-24年の平均で1.19となっています。



資料：人口動態特殊報告
※市町村は5年ごとの公表のため、平成25・26年の市のデータはなし。

② 待機児童数の推移

本市の待機児童数は近年0人を維持し続けています。

待機児童数の推移

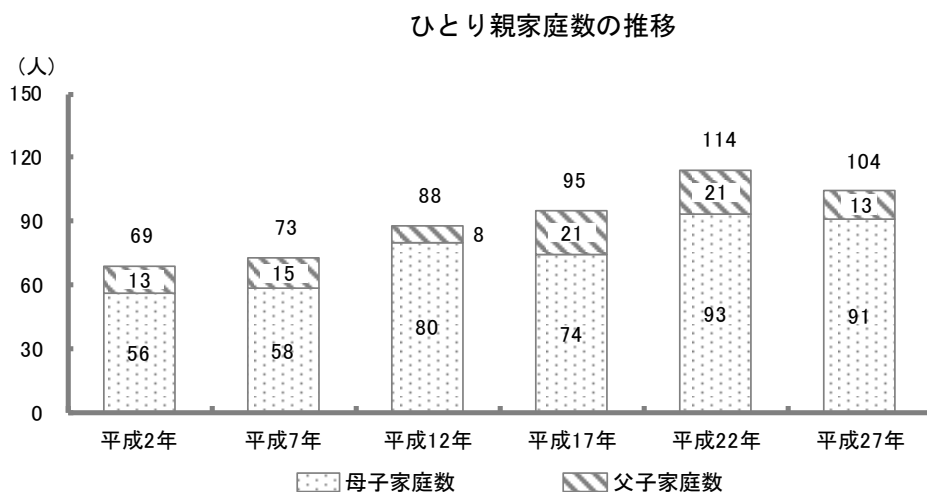
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人

資料：上野原市

(5) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭数の推移

ひとり親家庭の数の推移をみると、平成22年まで年々増加し、平成27年は若干減少し104世帯となっています。平成2年からの25年間で、母子家庭数は35世帯増加し91世帯となっています。

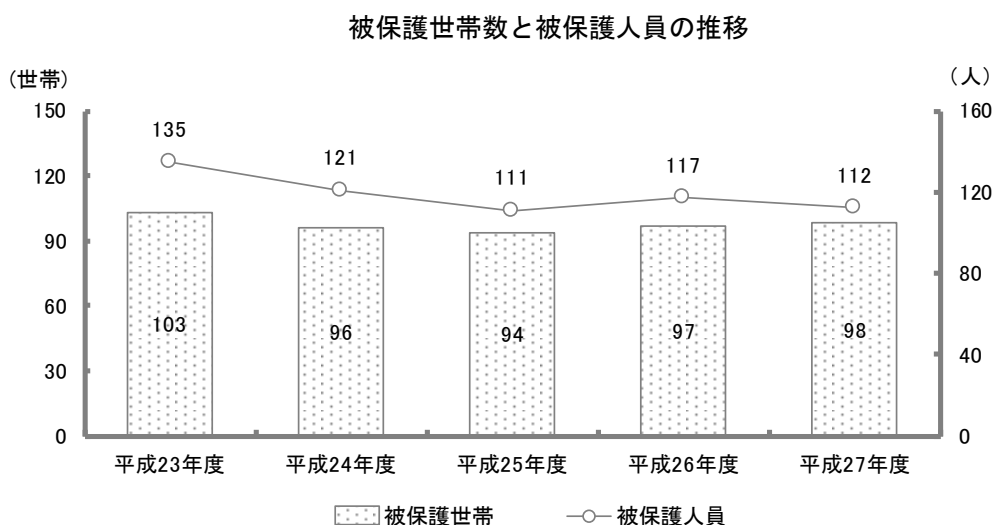


資料：国勢調査

(6) 生活保護の状況

被保護世帯数と被保護人員の推移

被保護世帯数と被保護人員の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：上野原市

2 第2次計画の評価

(1) 計画の点検

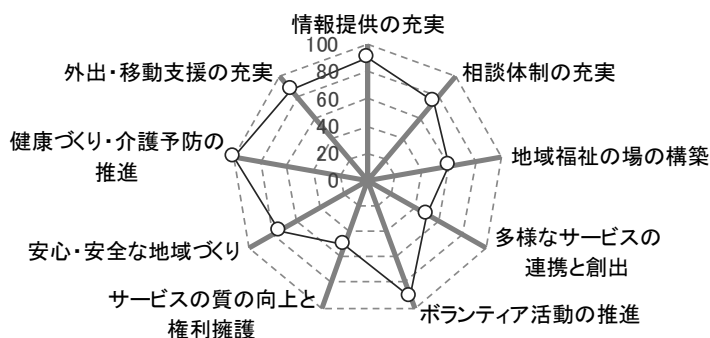
第3次地域福祉計画を策定するにあたり、計画全体の施策の点検を目的に、平成28年度末時点での進捗の達成度について調査を行いました。施策全体の中での取り組みが遅れている分野を把握するため、調査方法として点数づけの手法を用いています(評価基準については評価基準表を参照)。

$$\text{※ 達成率(\%)} = (\text{得点合計}) \div (\text{調査数} \times \text{最高得点}) \times 100$$

調査結果から、計画に記載した施策(事業)の達成率は平均76.5%となりました。

今回の調査は推進が遅れている、あるいは未着手であった施策を見出すために実施したものです。従って高得点であることで必ずしも課題がないとはいえない点に留意する必要があります。

第2次計画の評価



総括表

施策の方向	得点	28年度の進捗の達成度	施策数
1 情報提供の充実	9	90.0	5
2 相談体制の充実	3	75.0	2
3 地域福祉の場の構築	6	60.0	5
4 多様なサービスの連携と創出	2	50.0	2
5 ボランティア活動の推進	11	91.7	6
6 サービスの質の向上と権利擁護	4	50.0	4
7 安心・安全な地域づくり	6	75.0	4
8 健康づくり・介護予防の推進	4	100.0	2
9 外出・移動支援の充実	7	87.5	4
合計・平均	52	76.5	34

評価基準表

評価の基準	得点
実施した	2
一部実施した	1
実施していない	0

3 様々なアンケートからみえること

市民を対象とした地域福祉計画策定に向けたアンケート調査の結果から、市民の暮らし、地域とのかかわりや福祉ニーズを次のように整理します。

(1) 調査概要

① 調査対象

- ・地域福祉計画策定に向けたアンケート調査：
上野原市在住の20歳以上を無作為抽出
- ・第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査：
上野原市で「福祉活動」に取り組んでおられる地域福祉の担い手（民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、NPO等）の方を無作為抽出

② 調査期間

- ・地域福祉計画策定に向けたアンケート調査：
平成28年7月14日から平成28年8月4日まで
- ・第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査：
平成29年9月15日から平成29年10月10日まで

③ 調査方法

- ・地域福祉計画策定に向けたアンケート調査：
郵送による配布・回収
- ・第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査：
郵送による配布・回収

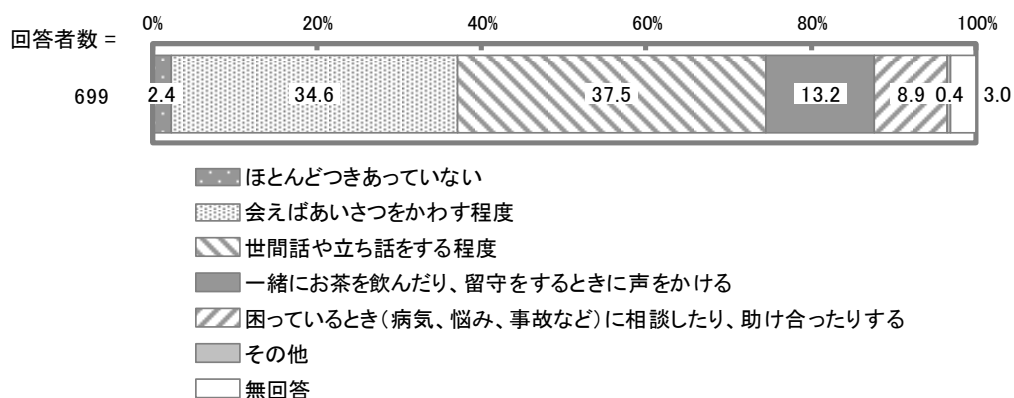
④ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
地域福祉計画策定に向けたアンケート調査 (上野原市で実施)	2,000通	699通	35.0%
第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査 (上野原市社会福祉協議会実施)	256通	177通	69.1%

(2) 調査結果

① 近所の人とのつきあいの程度

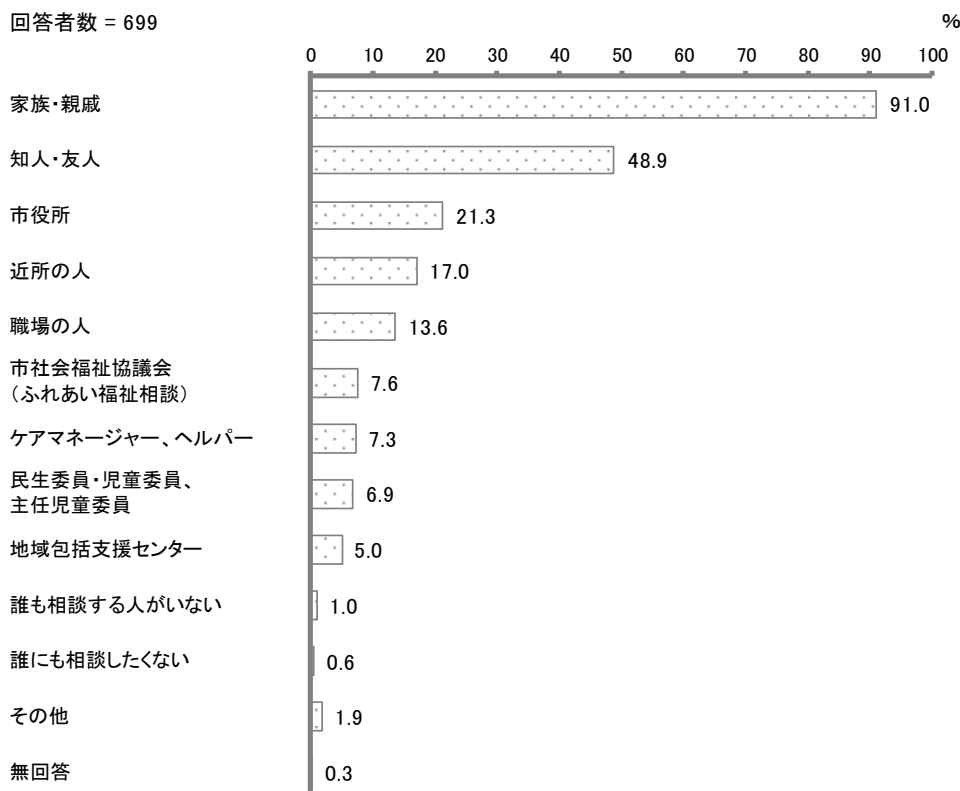
近所の人とのつきあいの程度について、「世間話や立ち話をする程度」の割合が37.5%と最も高く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」の割合が34.6%、「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかける」の割合が13.2%となっています。



資料：地域福祉計画策定に向けたアンケート調査（平成28年）

② 生活上の問題が起きたときに相談する相手

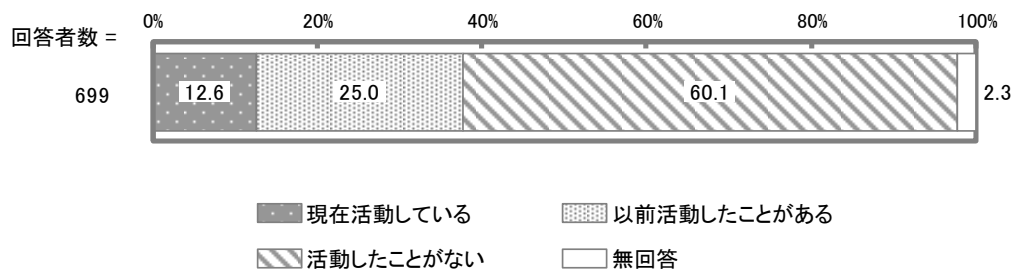
生活上の問題が起きたときに相談する相手について、「家族・親戚」の割合が91.0%と最も高く、次いで「知人・友人」の割合が48.9%、「市役所」の割合が21.3%となっています。



資料：地域福祉計画策定に向けたアンケート調査（平成28年）

③ 福祉ボランティア活動や助け合い活動の経験

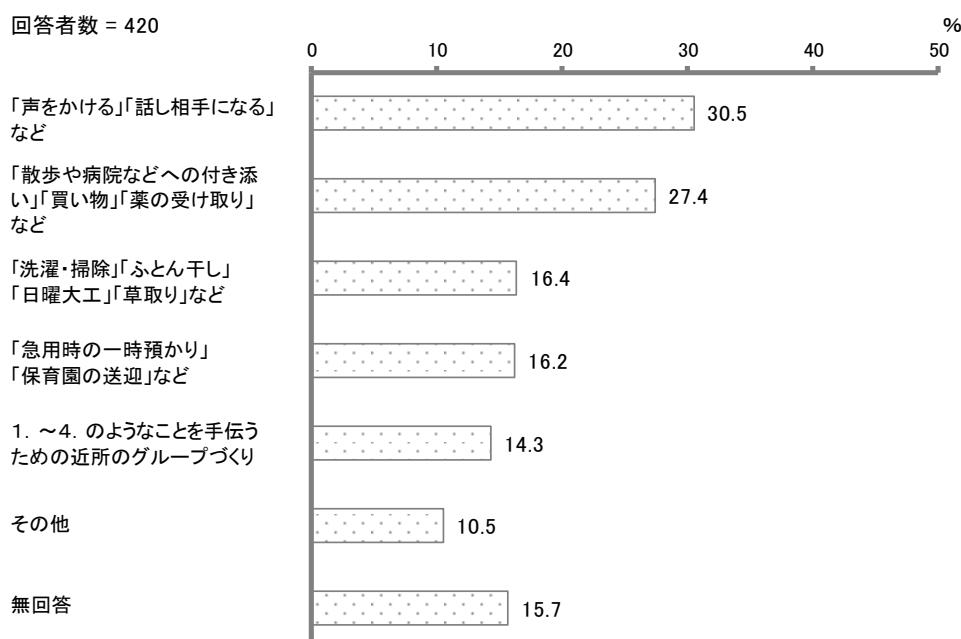
福祉ボランティア活動や助け合い活動の経験について、「活動したことがない」の割合が 60.1%と最も高く、次いで「以前活動したことがある」の割合が 25.0%、「現在活動している」の割合が 12.6%となっています。



資料：地域福祉計画策定に向けたアンケート調査（平成 28 年）

④ 地域の助け合い活動において「こんなことであれば私にもできる」と思うこと

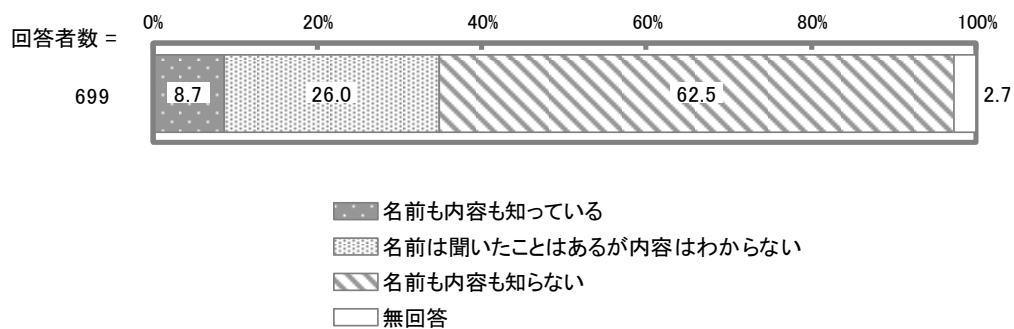
地域の助け合い活動において「こんなことであれば私にもできる」と思うことについて、「声をかける」「話し相手になる」などの割合が 30.5%と最も高く、次いで「散歩や病院などへの付き添い」「買い物」「薬の受け取り」などの割合が 27.4%、「洗濯・掃除」「ふとん干し」「日曜大工」「草取り」などの割合が 16.4%となっています。



資料：地域福祉計画策定に向けたアンケート調査（平成 28 年）

⑤ 避難行動要支援者支援制度の認知度

避難行動要支援者支援制度の認知度について、「名前も内容も知らない」の割合が62.5%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が26.0%となっています。

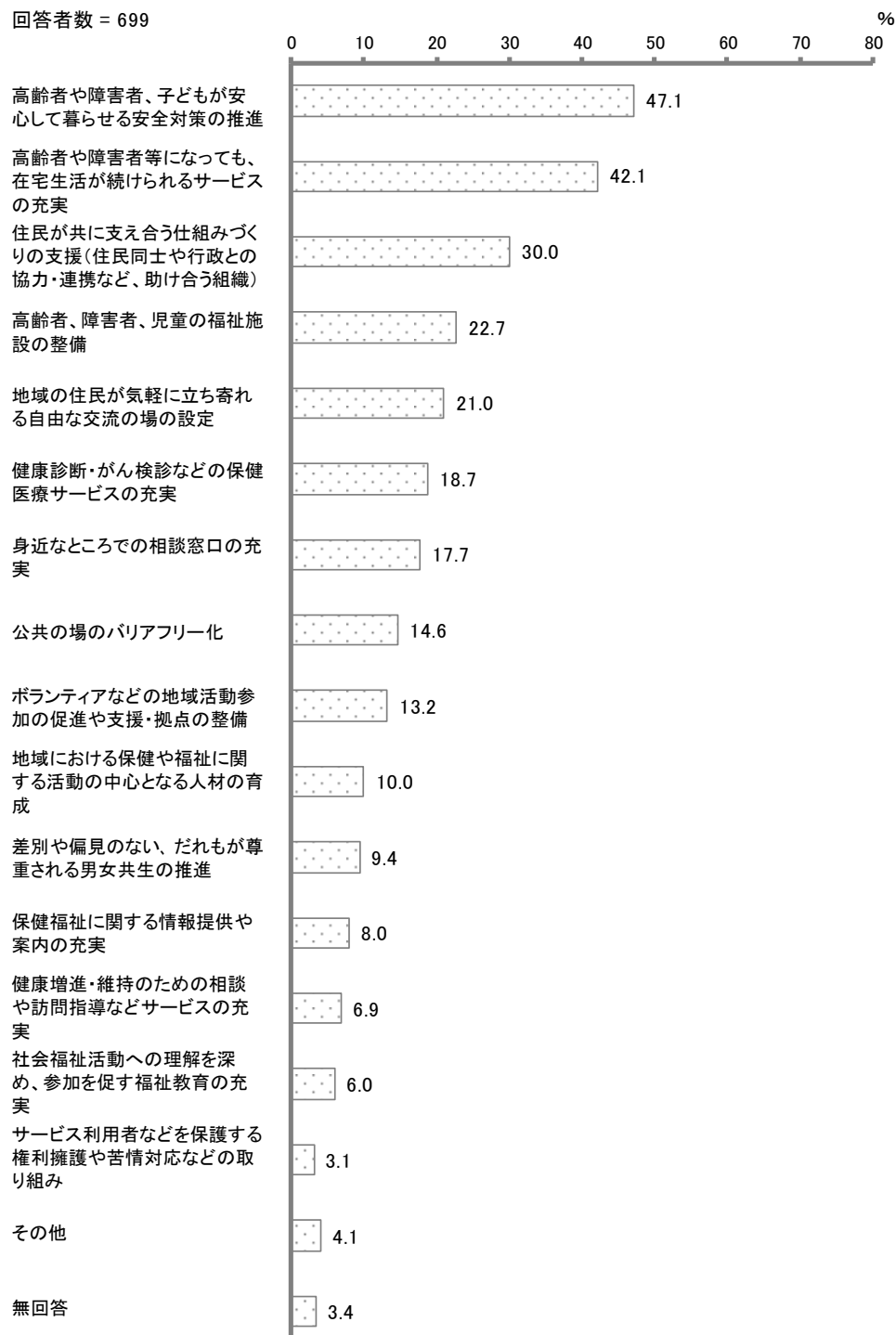


資料：地域福祉計画策定に向けたアンケート調査（平成28年）

⑥ 充実すべきだと思う市の施策

充実すべきだと思う市の施策について、「高齢者や障害者、子どもが安心して暮らせる安全対策の推進」の割合が47.1%と最も高く、次いで「高齢者や障害者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」の割合が42.1%、「住民が共に支え合う仕組みづくりの支援（住民同士や行政との協力・連携など、助け合う組織）」の割合が30.0%となっています。

回答者数 = 699

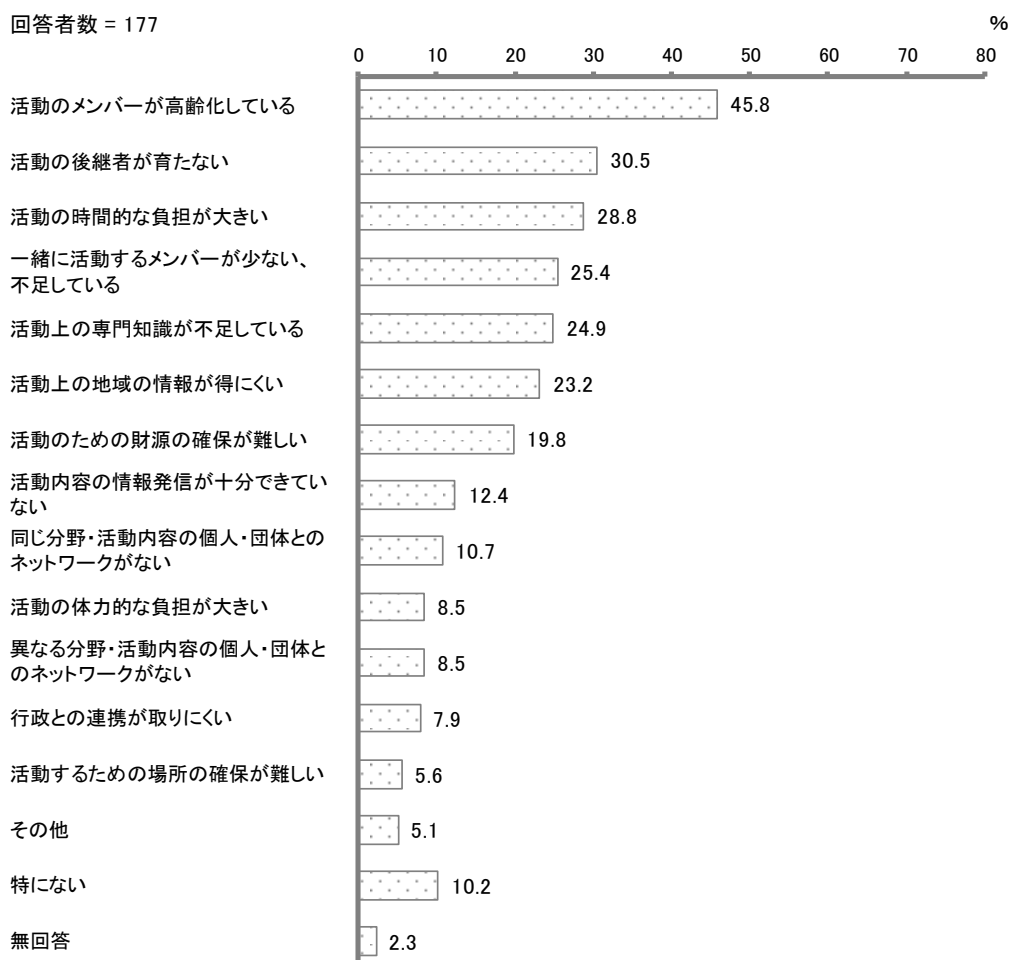


資料：地域福祉計画策定に向けたアンケート調査（平成28年）

⑦ 所属する団体が活動を行う上で困っていること

所属する団体が活動を行う上で困っていることについて、「活動のメンバーが高齢化している」の割合が 45.8%と最も高く、次いで「活動の後継者が育たない」の割合が 30.5%、「活動の時間的な負担が大きい」の割合が 28.8%となっています。

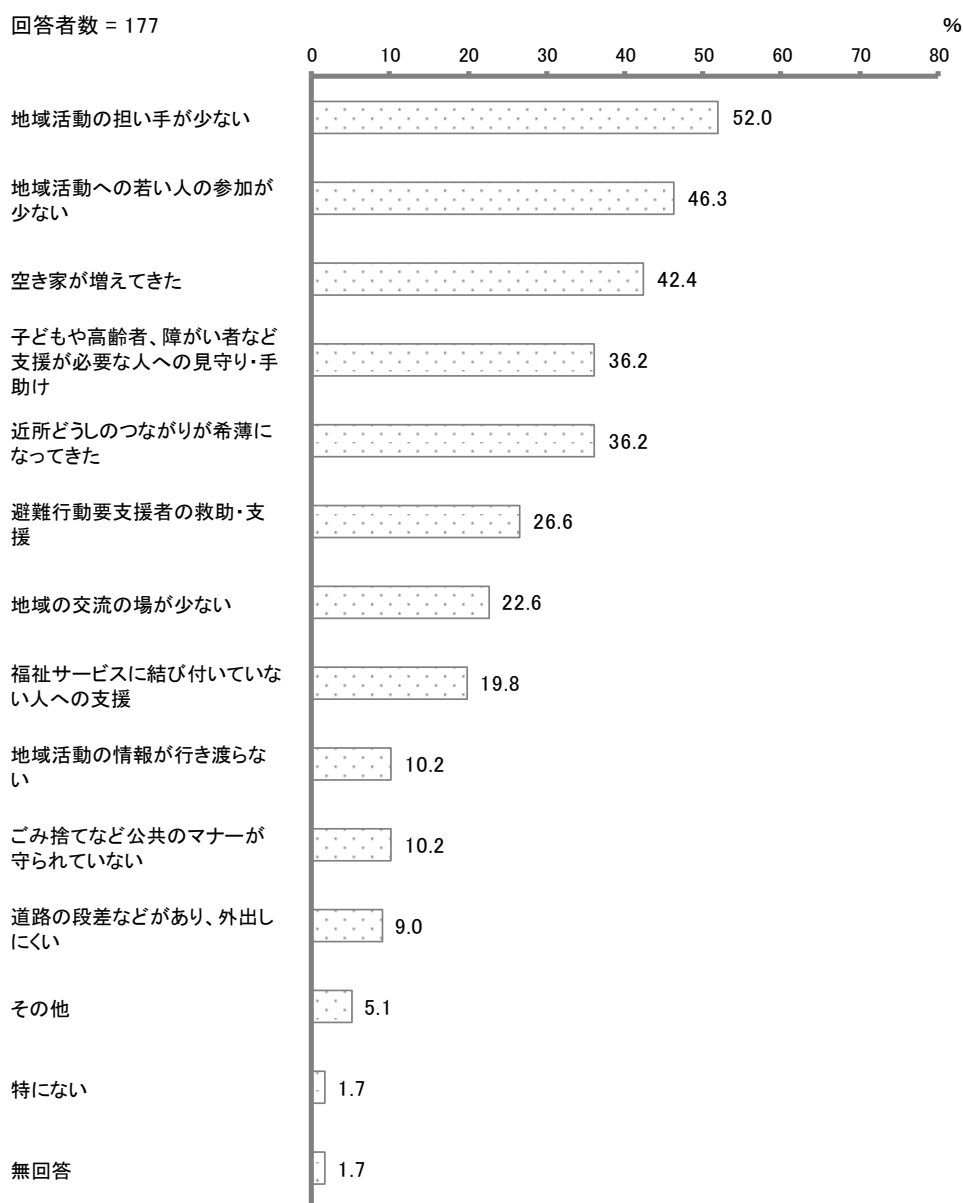
回答者数 = 177



資料：第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査（平成29年）

⑧ 活動を通じて感じている地域の課題

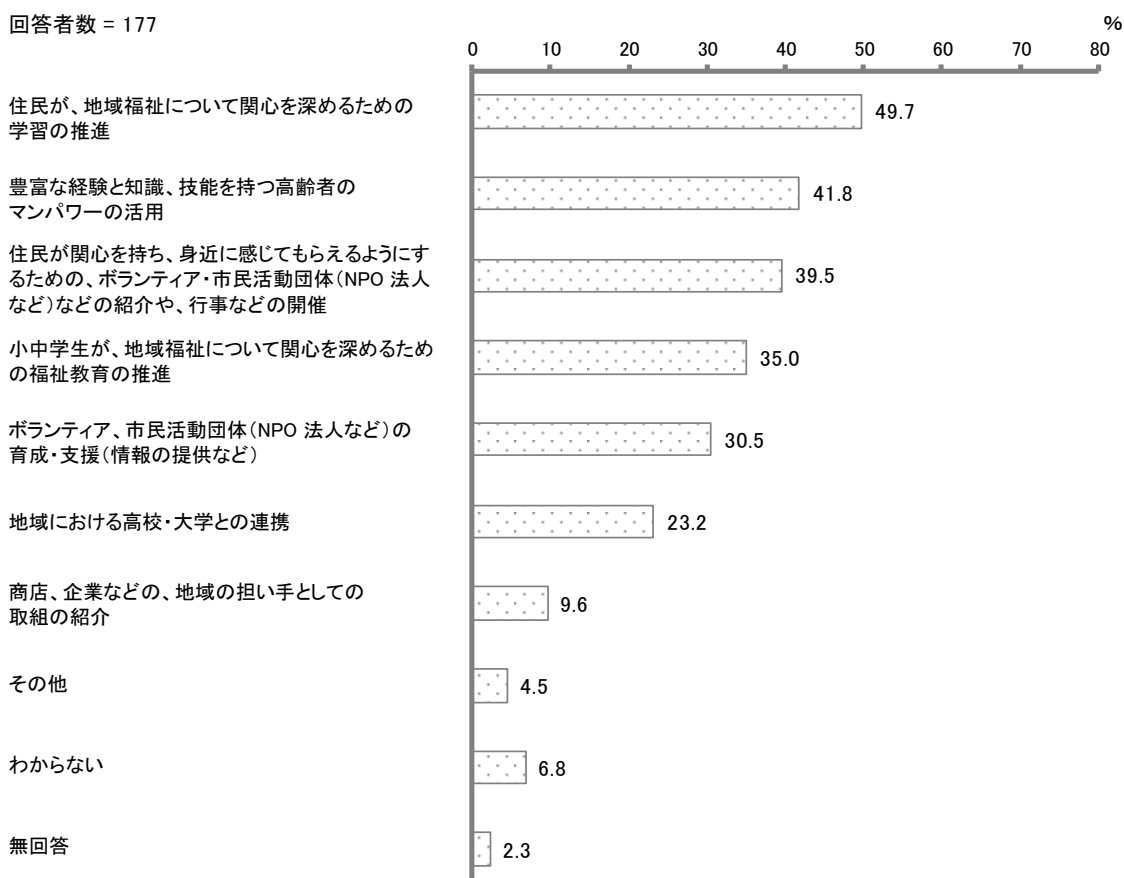
活動を通じて感じている地域の課題について、「地域活動の担い手が少ない」の割合が52.0%と最も高く、次いで「地域活動への若い人の参加が少ない」の割合が46.3%、「空き家が増えてきた」の割合が42.4%となっています。



資料：第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査（平成29年）

⑨ 地域の担い手を増やすために必要なこと

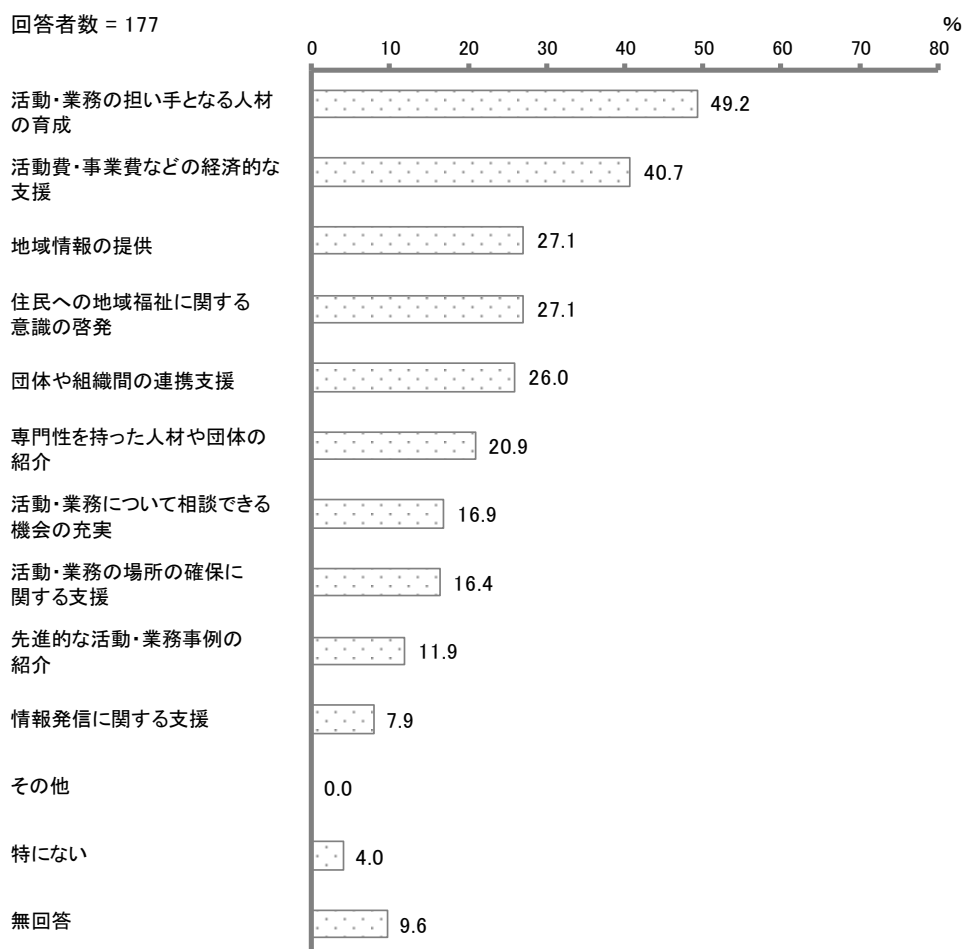
地域の担い手を増やすために必要なことについて、「住民が、地域福祉について関心を深めるための学習の推進」の割合が 49.7%と最も高く、次いで「豊富な経験と知識、技能を持つ高齢者のマンパワーの活用」の割合が 41.8%、「住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするための、ボランティア・市民活動団体（NPO 法人など）などの紹介や、行事などの開催」の割合が 39.5%となっています。



資料：第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査（平成29年）

⑩ 活動を行う上で必要な支援

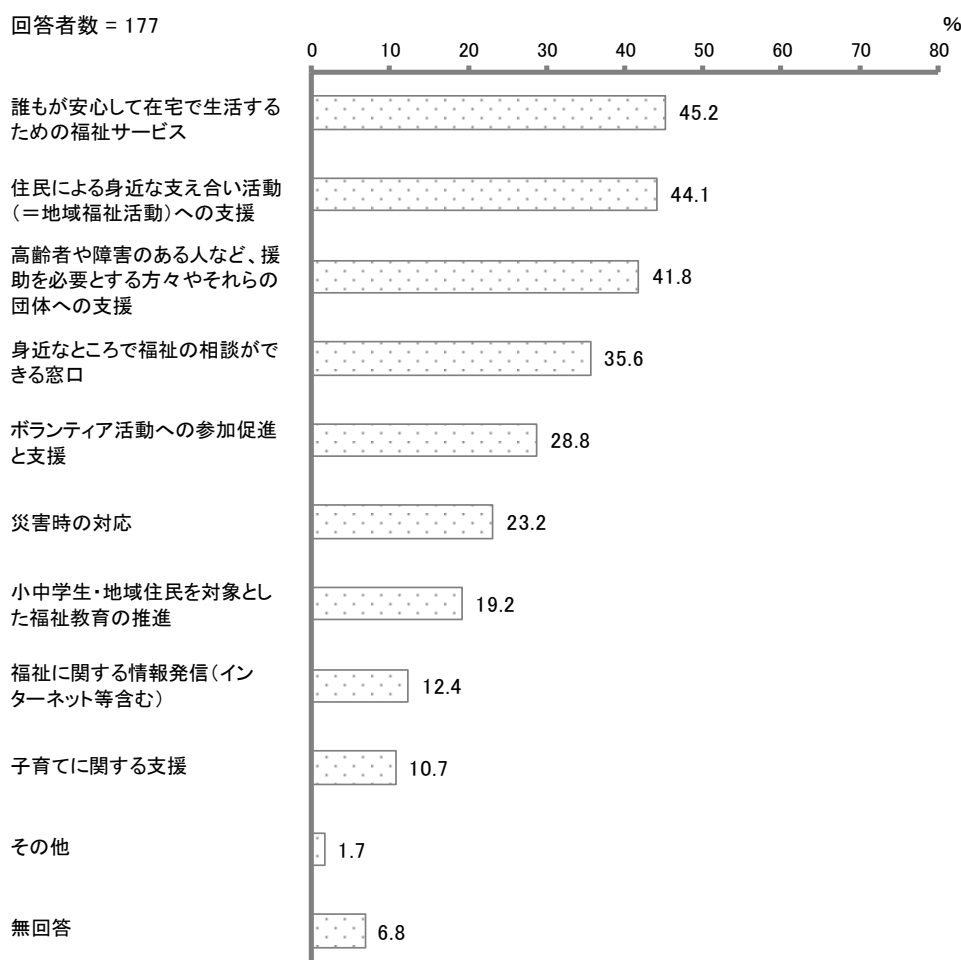
活動を行う上で必要な支援について、「活動・業務の担い手となる人材の育成」の割合が 49.2%と最も高く、次いで「活動費・事業費などの経済的な支援」の割合が 40.7%、「地域情報の提供」、「住民への地域福祉に関する意識の啓発」の割合が 27.1%となっています。



資料：第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査（平成29年）

⑪ 社会福祉協議会の協力でできること、社会福祉協議会で行ってほしいこと

社会福祉協議会の協力でできること、社会福祉協議会で行ってほしいことについて、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」の割合が45.2%と最も高く、次いで「住民による身近な支え合い活動(＝地域福祉活動)への支援」の割合が44.1%、「高齢者や障害のある人など、援助を必要とする方々やそれらの団体への支援」の割合が41.8%となっています。

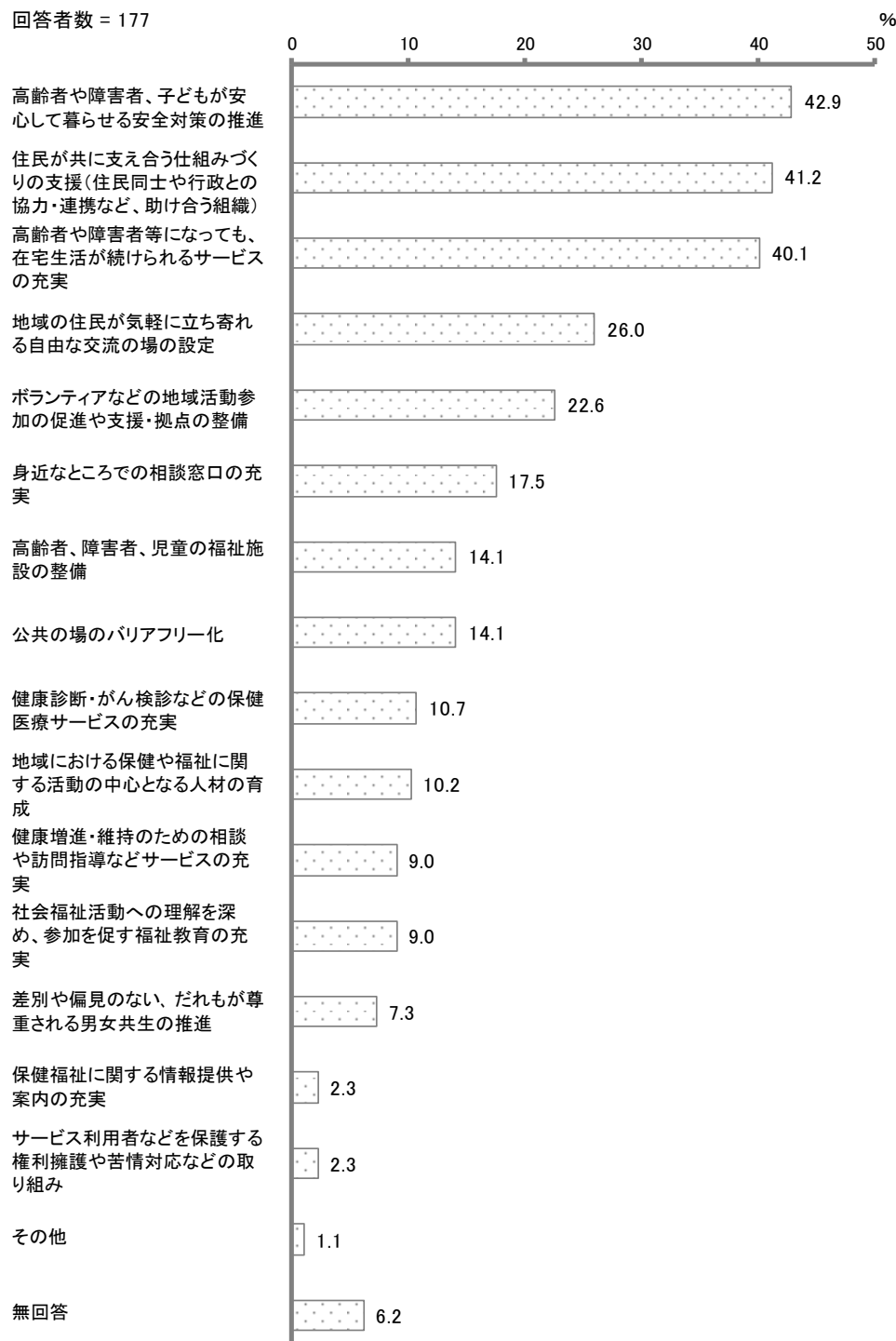


資料：第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査（平成29年）

⑫ 上野原市の地域福祉が重点にすべき内容

上野原市の地域福祉が重点にすべき内容について、「高齢者や障害者、子どもが安心して暮らせる安全対策の推進」の割合が 42.9%と最も高く、次いで「住民が共に支え合う仕組みづくりの支援（住民同士や行政との協力・連携など、助け合う組織）」の割合が 41.2%、「高齢者や障害者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」の割合が 40.1%となっています。

回答者数 = 177



資料：第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査（平成29年）



第 3 章

この計画がめざすもの

1 地域福祉計画で市がめざすもの

近年、社会経済環境の変化に伴い、失業、病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に至るリスクの高い人々が増大しています。こうした人の生活を重層的に支えるセーフティネットを構築する必要性が高まっています。

こうした中、高齢者も若い人も、女性も男性も、障害や病気のある人もない人も、さらには外国人も含めてすべての人が、住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに、その人らしく自立していきいきと暮らしていくことができるようなまちをつくっていくことが一層必要となっています。

上野原市では、社会情勢の変化による新たな課題に対応し、地域福祉の一層の推進を図り、安全・安心のまちづくりを進めていくため、『地域で助け合う安全・安心のまち うえのはら』の基本理念のもと、行政、地域住民、区長会（自治会）、ボランティア、企業など各種団体が協働した地域福祉の推進をめざしています。

2 第3次地域福祉活動計画の重点取組

(1) 多世代が地域でつながるためのふれあい活動の推進

地域での困りごとを発見するためには、地域のつながりを強める「地域力」が重要です。耕作放棄地を利用した交流活動や空き家を利用した寄合所、男性だけのサロンや女性だけのサロン、当事者のサロン、幼児や子どもと高齢者の交流サロンなど、住民とともに地域事情や特色を生かしたふれあい活動を進めます。

また、福祉懇談会を通じて、地域住民や地域で活動する様々な団体、関係機関が参加し、地域の情報交換や福祉課題を話し合え、顔の見える関係づくりができる場づくりを進めます。

(2) 社協活動の周知と情報発信の充実

住民に社協活動を知っていただくためには、「社協活動の見える化」が必要です。多様な情報提供に関するニーズに対応しながら、福祉サービスや地域活動に関する情報がすべての地域住民に届くように、社協だよりやホームページなどによる情報提供を充実するとともに、誰もが情報を入手できるようにするため、あらゆる情報提供媒体を通じてタイムリーに情報発信します。

また、社協の活動を周知するとともに住民から直接意見を伺うため、地域懇談会を開催します。

(3) ボランティアコーディネート機能の充実

少子・高齢化が進み、地域活動の担い手の高齢化や後継者不足が問題となる中、新たな地域活動の担い手を進めます。

ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動や地域活動の学習会・研修会など学びの場の開催や実際の活動に結びつけるコーディネート機能を強化します。また、人、団体、機関、地域をつなぐネットワーク機能をさらに充実し、幅広い年代、業種、立場の方々の参加を促進します。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業と連携した居場所、サロンづくり

地域で自主的な介護予防の活動が広く実施され、高齢者が積極的に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会を構築するため、現在元気な高齢者や、介護予防対象者に該当する高齢者に、サロンなど各地域の通いの場を拠点にしながら、健康づくり・介護予防活動を実施し、介護予防に関する知識の普及・啓発を進め、積極的に取り組んでいけるよう支援していきます。

3 地域福祉活動計画の理念と施策の体系

人は誰もが平等で安全で安心して元気にその人らしい潤いのある生活が送れる地域社会を望んでいます。

しかし、少子高齢化や核家族化を背景に、家族間による支え合いの機能が低下し、地域内の住民相互の交流や連携が薄れるとともに、地域から孤立してしまう人、あるいは高齢者や障害者、生活困窮者、ひとり親家庭など、様々な困難を複合的に抱える人たちが増加しています。

こうした地域の福祉問題・生活課題に対応し、すべての人が、住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに、その人らしく自立していきいきと暮らしていくことができるよう、計画の理念を「みんながあいを育てる 安全・安心のまち うえのはら」とし、行政、地域住民、区長会（自治会）、ボランティア、企業など各種団体が協働して地域福祉の推進をめざします。

基本理念



体系図

〔 基本理念 〕

みんながあいを育てる
安全・安心のまち
うえのはら

〔 基本目標 〕

基本目標 1
共に助け合う地域
づくり

1 福祉の心の醸成

2 地域福祉の場の構築

3 福祉の担い手の育成・強化

基本目標 2
困りごとをつなぐ
ネットワークづくり

1 相談体制の充実

2 情報提供の充実

3 地域での見守り活動の推進

基本目標 3
福祉サービスの基盤
づくりと権利擁護

1 多様なサービスの連携と創出

2 ボランティア活動の推進

3 サービスの質の向上と権利擁護

基本目標 4
安全・安心に暮らせる
地域づくり

1 地域での防犯・防災体制の推進

2 健康づくり・介護予防の推進

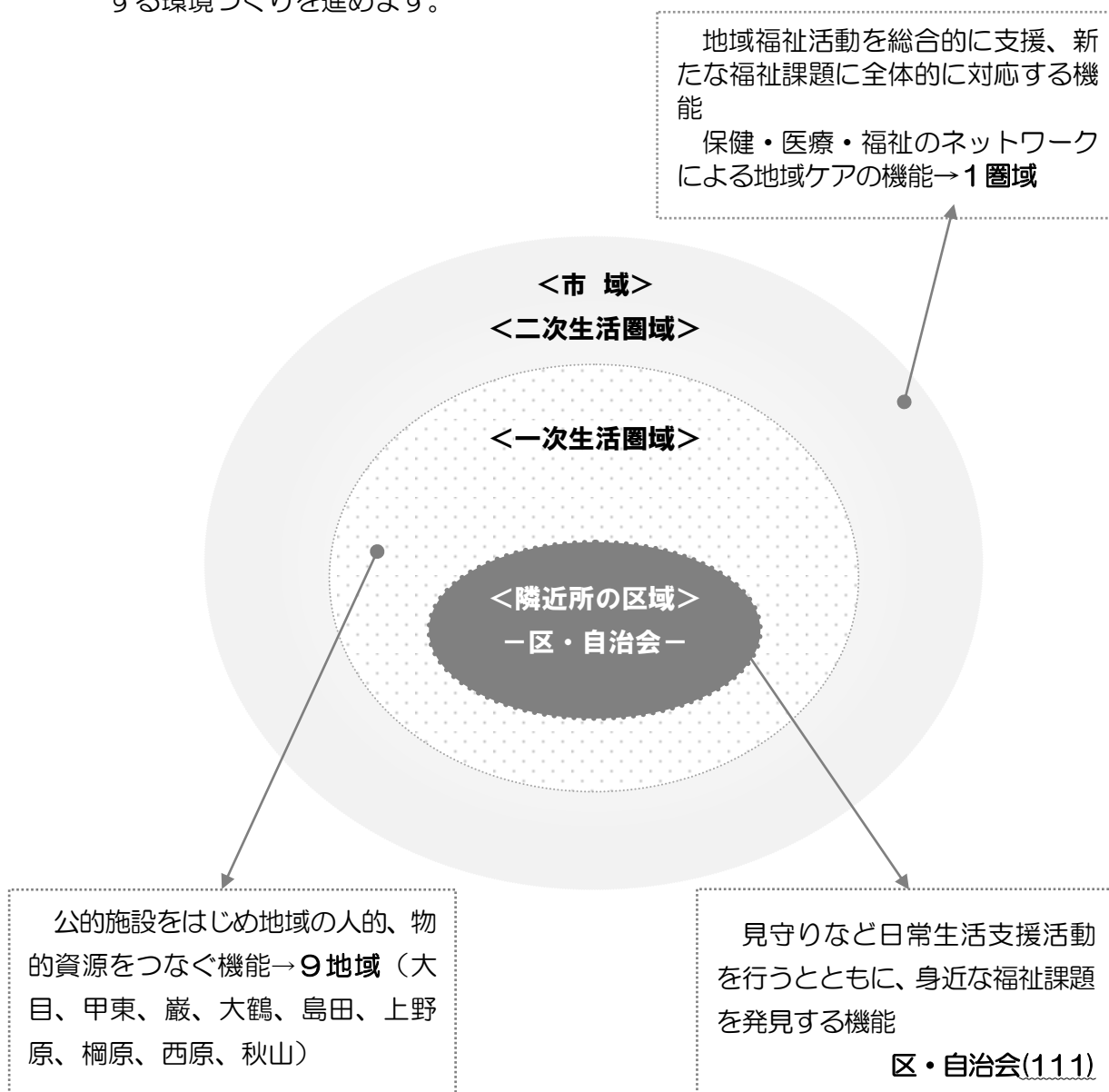
3 外出・移動の支援

〔 施策の方向性 〕

4 地域福祉推進のための圏域設定

支援を必要とする市民へのサービスの提供や市民を主体とする地域福祉を推進していくためには、施設配置や人材などの社会資源をいかにネットワーク化していくかが問われています。

市民の誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らし続けられることを第一義に、本市の実情に即して、大目、甲東、巖、大鶴、島田、上野原、桐原、西原、秋山の各地域を「一次生活圏域」に設定するとともに、次のような圏域設定により、活動を支援する環境づくりを進めます。





第4章

具体的な取組み

基本目標 1 共に助け合う地域づくり

施策の方向性 1 福祉の心の醸成

現状と課題

第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査では、地域の課題として「地域活動の担い手が少ない」という回答が最も多く、また、地域課題に取り組むための地域の担い手を増やすために必要なこととして、「住民が、地域福祉について関心を深めるための学習の推進」の割合が最も高く、住民の福祉意識を高めていくことが重要視されています。

また、住民が協力し合える地域をつくるためには、子どもの頃から福祉の心を育てることも重要であり、家庭、学校、地域それぞれの場で福祉教育の推進が求められます。小中学校における福祉教育の推進やボランティア活動の普及のため、学校との連携により、福祉のこころ普及助成事業や、福祉講話の講師斡旋等を実施していますが、福祉講話などの講師が高齢化しており、後継者を発掘・育成するなどして活動を継続していくことが必要です。

市の取組方針

福祉と教育を通じて、市民の福祉への理解と関心を高め、地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験をとおしての福祉の意識づけを進めます。

市社協の取組方針

地域の支援が必要な人たちとの交流を促進することで理解を深め、支援へとつなげていきます。

また、これからの福祉活動の担い手である小中学生に対して、学校と社協が連携した福祉教育のプログラムを提供します。

地域福祉活動計画（市社協）	短期的な取組	中長期的な取組
<p data-bbox="272 376 459 405">福祉教育の推進</p> <hr/> <p data-bbox="272 456 699 674">小中学校における福祉教育の推進やボランティア活動の普及のため、学校との連携により、福祉やボランティアについて児童・生徒と保護者が一緒に考えるきっかけになるような福祉教育を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="730 353 1029 495">• 福祉講話などの学校行事に出席し、学校との緊密な情報交換を行います。 <li data-bbox="730 501 1029 680">• 社協だよりやホームページ、市障がい者福祉会団体等の集まりへの出席などを通じ、新たな講師候補者を探します。 	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1061 353 1361 533">• 学校と社協が協働で児童・生徒たちに福祉に関心を持ってもらえるような事業を計画・実施します。

施策の方向性 2 地域福祉の場の構築

現状と課題

地域福祉計画策定に向けたアンケート調査では、近所と親しくつきあう人が減っている傾向にあるものの、何かあったときにはすぐ助け合える関係づくりの必要性を感じている人が6割と多くみられます。地域の交流や体験を通して、高齢者や障がいのある人、認知症のある人などに対する理解を深め、助け合いの意識を高めていくことが重要です。

地域のつながりが変化し、若年層の人などの関係が希薄化してきているなか、近所付き合いや地域の活動への参加に対する意識を高めていくため、地域住民同士が身近なところでのつながりをつくる場やきっかけづくりを広げていく必要があります。また、そのような交流の場を支える体制の充実が求められます。

住民の交流の場として、社協では、ふれあいいきいきサロンの推進に取り組んでおり、サロンの開催箇所は着実に拡大してきています。今後も、こうしたサロン活動の支援を継続するとともに、サロンと社協との連携強化を図り、サロン活動への取り組みを普及していくことが必要です。

市の取組方針

交流の場の提供や、あいさつなどをとおして、子どもから高齢者まで、お互いが顔のわかる関係づくりを推進します。

市社協の取組方針

住民同士が交流し顔見知りになれるよう、サロン活動や世代間交流など地域での様々な活動を支援します。

また、地域での課題を解決するための話し合いの場づくりを行うとともに、課題や制度についての理解を深めていきます。

地域福祉活動計画（市社協）	短期的な取組	中長期的な取組
要援護者の見守り体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 各地区社協の会議への出席を行い、社会福祉関係資源マップ（仮）、災害時住民支え合いマップ（仮）の作成を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地区での福祉マップを完成させ、要援護者の見守りネットワークを構築します。
各地区での福祉マップづくりを支援し、要援護者の見守りネットワークを構築します。		
ふれあいいいききサロンの推進	<ul style="list-style-type: none"> 今あるサロンへの訪問を行い、実態把握や活動の支援を行います。 新たな男性サロン、子育てサロン設立の支援を行います。 区長会や各地区社協の集まりに出席し、サロンへの支援を求めます。 サロンがより活発になるよう、社協だよりやホームページを活用して活動の様子を伝えていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 全地区でのサロン設置をめざします。 福祉マップの中にサロンの情報を落とし込み、サロンの周知に役立てます。
区長、民生委員・児童委員、福祉協力員の関わりを強化し、ふれあいいいききサロンを推進していくとともに、男性のサロン、子育てサロンも進めていきます。		
子育てサロンの推進	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親子とともに開催場所や方法について、検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親子が主体的に開催できるように支援し、運営協力者の育成をします。
子育て中の親子など誰もが気軽に集える場づくりが、地域の活動拠点を活用し、地域の様々な場所で展開されるよう、住民の主体的な活動を支援していきます。		
福祉懇談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 他市町村で同様の事業を行っている社協等と情報交換を行い、上野原市ならではの福祉懇談会開催に向けて調査・検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な福祉懇談会を開催し、地域から聞かれる問題を一緒に解決できるよう取り組みます。
地域の問題解決の場として、「地域福祉を考える懇談会」（仮称）の開催を支援し、地域と一緒に問題解決に取り組みます。		

施策の方向性 3 福祉の担い手の育成・強化

現状と課題

地域活動やボランティア活動においては、参加者の減少や将来の担い手の不足が大きな問題となっており、若年層や団塊世代の参加促進をはじめ、参加者の裾野を広げていくことが求められます。

第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査においても、地域団体が活動を行う上で困っていることとして、「活動のメンバーが高齢化している」「活動の後継者が育たない」の割合が高くなっており、活動者の高齢化と地域の担い手の後継者不足などが課題となっています。

社協においても、福祉の担い手として福祉協力員の育成・強化を進めてきましたが、地域における位置づけや活動内容が十分に周知されていない面も見られ、参加者の拡充や機会の拡大を図りながら、さらなる拡充を図っていくことが必要です。

また、地域住民一人ひとりの活動だけでなく、地域の各種団体による貢献活動の啓発など、地域での支えあい活動の様々な担い手を確保していくことが重要です。

市の取組方針

地域福祉を推進するボランティアリーダーの育成を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人をつなげるコーディネーター等の育成を行います。また、地域福祉活動を推進するため、市社協や民生委員・児童委員、区長会（自治会）、NPO等、既存の地域資源の連携の強化を図るとともに、地域福祉を担う人材の育成を行います。

市社協の取組方針

多くの地域住民がボランティア活動に参加できるようなきっかけづくりや幅広い選択肢を整備します。

また、地域住民への地域福祉活動の周知を図るとともに、地域福祉活動に関わる新たな担い手の発掘と育成に努めます。

地域福祉活動計画（市社協）	短期的な取組	中長期的な取組
<p>福祉協力員の育成・強化</p> <p>福祉協力員活動の役割を明確にするとともに、研修会や学習会を実施して資質の向上を図ります。また、災害ボランティアの先駆者的なリーダーとして育成していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉協力員の活動マニュアルを作成します。 全行政区からの選出をめざし、各地区社協や区長会に出席し、制度の理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉協力員が主たる活動者とする事業を実施し、市民にとって福祉協力員を民生委員・児童委員や区長と同じような「当たり前」の存在として認識してもらうことをめざします。
<p>ボランティア育成のための講習・講座</p> <p>ボランティア活動に必要な知識や技術を身につけるため、各種のボランティア講習・講座を開催します。ボランティア活動に関心はあっても参加する機会のない人向けのプログラムや、定年退職を迎えたシニア向けのプログラムなどを作成・実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存のボランティア団体のスキルアップを図るための研修会を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市全域から参加者を募集するボランティアのフォーラムを実施します。
<p>シニアボランティアの育成</p> <p>団塊の世代の退職に伴い、特に男性をターゲットとしたボランティア養成講座を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在存在するボランティア団体のPRを行いながら、宣伝を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 定年退職者向けに説明会などを実施し、定年後にボランティア活動を行ってもらえるように取り組みます。
<p>外出支援ボランティアの育成</p> <p>買い物など外出を支援するボランティアを育成していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他市町村で同様の事業を行っている社協等と情報交換を行い、調査・検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に外出支援ボランティアが存在するような体制作りを行います。

○福祉協力員とは

福祉協力員は、地域の実情を把握し、住みよいまちづくりを推進するとともに、誰もが安心して住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることを支援する活動を担ってもらうため、区長の推薦のもと、社協が委嘱するものです。

福祉協力員にこれから求められる活動として、「見守り、声かけ活動」と「災害ボランティアセンター立ち上げ運営への協力活動」の2つを重点的に取り組んでいきたいと考えています。

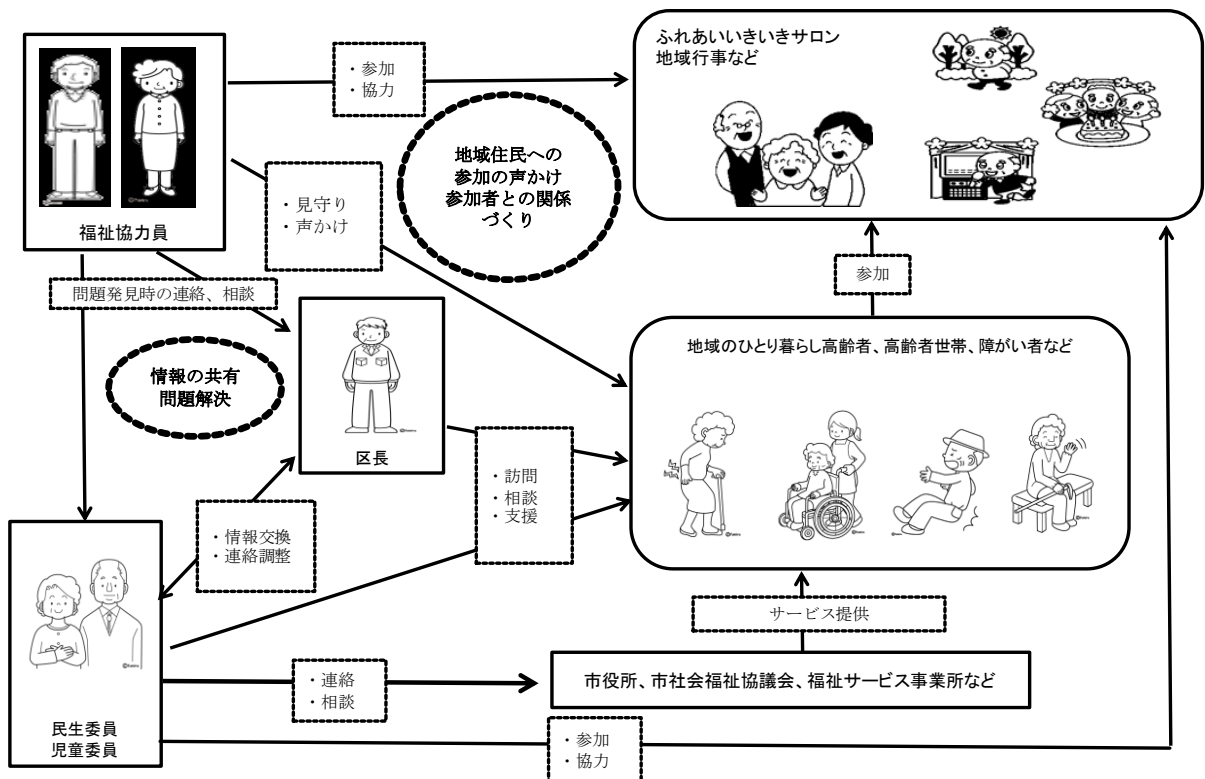
1 見守り、声かけ活動

- ・地域住民への声かけ
- ・普段の生活の中での散歩や買物の時などにおけるさりげない見守り

2 災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営への協力活動

- ・講習会や災害福祉救援ボランティアの養成講座へ参加
- ・災害ボランティアセンター立ち上げ運営訓練に参加
- ・災害時における災害救援ボランティアの調整、災害救援ボランティアの登録受付や情報提供など

福祉協力員の活動 イメージ図



基本目標 2 困りごとをつなぐネットワークづくり

施策の方向性 1 相談体制の充実

現状と課題

地域福祉計画策定に向けたアンケート調査では、住民の日常生活における問題等の相談相手としては、「家族」「友人・知人」等、個人的なつながりを基盤としたものを中心となっており、「市社会福祉協議会（ふれあい福祉相談）」の割合は1割未満となっています。社協の相談窓口を有効に活用してもらうため、相談窓口の周知を図ることが必要です。

また、市の地域包括支援センターにおいては、相談業務のワンストップに努めており、社協としても、市の相談体制と連携を図り、必要に応じて専門的な相談機関につないだり、サービス提供につなげられるよう相談体制を充実していくことが求められます。

市の取組方針

地域の様々な問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを図るため、高齢者や障がいのある人、子ども、家庭で介護や子育てをしている家族の悩みを受け止める総合的な相談支援体制の充実を図ります。

市社協の取組方針

身近に相談できる体制の充実とともに、行政や民生委員児童委員協議会、福祉施設などとの相談支援のネットワークによる総合相談支援体制の充実を図ります。

また、地域でのニーズの把握に努め、地域における相談窓口の体制を充実します。

地域福祉活動計画（市社協）	短期的な取組	中長期的な取組
<p>福祉協力員制度の推進</p> <p>地域で福祉的な援助を必要とする高齢者や障がい者やその家族の問題解決を図るため、適切な援助や協力をを行う福祉協力員制度を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全行政区からの選出をめざし、各地区社協や区長会に出席し、制度の理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市全域から参加者を募り、福祉協力員の活動発表会を開催し、福祉協力員の活動を多くの市民にPRします。
<p>総合相談体制の充実</p> <p>市役所がフォーマルな対応に特化するのに対して、インフォーマルな相談に特化できるよう体制強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> インフォーマルな相談に対応する相談員を配置します。 社協だよりやホームページで相談窓口の周知を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口や専門機関同士が、お互いの事業内容や役割への理解を深めるための勉強会を開催します。
<p>障害者相談支援事業</p> <p>障がい者に、保健・医療・福祉のサービスが適切に提供されるよう、サービス計画書の作成やモニタリング等を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者に対する特定相談支援事業を行います。 障害児相談支援事業を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定相談支援事業、障害児相談支援事業を継続します。

施策の方向性 2 情報提供の充実

現状と課題

社協が、地域福祉推進の中心的な組織として、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、社協に対する地域の住民や関係機関・団体などの理解・協力が不可欠です。そのためには、社協の組織や活動内容をよく知ってもらうことが必要です。

社協においては、社協だよりの発行やホームページによる情報発信、団体活動を通じた情報の提供などに努めてきましたが、地区社協主催事業と市社協主催事業の違いなど、社協の活動が住民に十分周知されていない面もうかがえ、社協の認知度を高め、地域での支え合い活動を進めていけるよう、一層の広報や情報発信の充実が求められます。

市の取組方針

支援を必要とする人に、情報が行き渡るよう、福祉情報の提供体制の充実を図ります。その際、広報・ホームページ等と同時に、回覧板も用いるなど、様々な情報伝達手段を用いて、年齢を問わず情報が行き渡るよう配慮します。

市社協の取組方針

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるために、地域住民や関係機関・団体に社協をよく知ってもらい、ともに地域で支え合う仕組みづくりを進めていけるよう、情報発信や広報活動を充実していきます。

また、社協活動に関する講座や勉強会などのイベントを開催し、参加への機会をつくれます。

地域福祉活動計画（市社協）	短期的な取組	中長期的な取組
<p>社協だよりの発行</p> <p>ユニバーサルデザインを意識した誰にもわかりやすい、市民を登場させる等の工夫を行う等魅力的な紙面づくりに努めるとともに、読者の拡大にも取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 手にして読んでみたくなる紙面づくりをめざすため、充実した社協だよりを発行している市町村を調査・研究を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> • 市内の福祉施設等と連携し、社協の情報発信を行います。
<p>市社協専用ホームページの充実</p> <p>適切に情報を更新し、市民に親しみやすく、タイムリーな情報を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 素早い情報更新を行います。 • レイアウト等を再検討し、幅広い年齢層にアピールできるようなページ作りを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> • コメント欄を設ける等、インターネットメディアならではの見る側との距離の近いやり取りを行います。
<p>連携による情報の提供</p> <p>地区社協による福祉制度や福祉活動に関する学習を支援し、これら地域の福祉の担い手との連携により、市民にもれなく情報が届く体制づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地区座談会を開催します。 • 地域に出向いての各種講座を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 他団体との連携を密にすることにより、社協の情報が他団体の関係者からももたらされ、市民にもれなく情報が届く体制作りを行います。
<p>団体活動を通じた情報の提供</p> <p>当事者団体、ふれあいいきいきサロン、ボランティア団体、老人クラブ等に情報を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 各種団体との情報交換を密にしていけるような体制作りを指導します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の団体活動に出向いての情報発信を行います。
<p>交流会や当事者団体活動の支援</p> <p>高齢者、障がい者、子育て家庭などの団体活動を支援し、会員間の情報共有を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 各種団体との情報交換を密にしていけるような体制作りを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> • 各団体の集会などに出席し、情報交換を行います。

施策の方向性3 地域での見守り活動の推進

現状と課題

地域には様々な生活上の困難を抱えた人がおり、こうした支援を要する人の増加、さらには支援のニーズも多様化し、今後も一層顕著となっていくことが予測されます。こうした多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応していくため、地域住民による見守り活動などから支援を必要とする人を把握し、相談機関や専門機関などの適切な支援につなげるネットワークの強化が求められます。

社協においても、様々な機会を活用して支援が必要な人の把握を行っていますが、各地区社協等との連携を強化し、より多くの要支援者の把握を行っていくことが必要です。

市の取組方針

地域福祉を推進するため、関係機関、行政が連携してセーフティネットを構築します。

市社協の取組方針

高齢者や支援を必要とする人たち、子育て世帯などが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、日常的な見守りや支援などの体制の充実を図ります。

地域福祉活動計画（市社協）	短期的な取組	中長期的な取組
見守りが必要な人の把握	• 地区社協の会議等に参加し、事業の理解を求めます。	• 市全体の見守りが必要な人を網羅したマップを作り、支援が必要な人が視覚的に把握できるようにします。
個人情報保護の徹底を図りながら、あらゆる機会を活用して支援が必要な人の把握に努めます。		

基本目標3 福祉サービスの基盤づくりと権利擁護

施策の方向性1 多様なサービスの連携と創出

現状と課題

第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査では、社協で行ってほしいこととして、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が最も高く、多様な福祉ニーズに対応していくための福祉サービスの充実が求められます。

地域の生活課題や情報を共有し、問題の解決のために、地域の関係機関と取り組みを提案しあえる環境づくりや場づくりを進め、多様なサービスを創出していく必要があります。

市の取組方針

市民が安心して生活できるよう、福祉分野の専門職や地域医療との連携を図り、地域住民やボランティアなども協力した生活支援、相談等の各種保健福祉サービスを提供する包括的なケア体制の整備を進めます。

市社協の取組方針

地域福祉活動を進めるためには行政との連携が重要であることから、行政や関係機関との連携を図りながら福祉ニーズを把握し、活動やサービスの基盤づくりを進めます。

また、ゴミ出しや外出など日常の困りごとに関するサービスやボランティアについて、普及・充実を図ります。

地域福祉活動計画（市社協）	短期的な取組	中長期的な取組
ケース会議への参加・協力 困難事例に対応するため、各種相談機関等や地域包括支援センターとの連携・協力を行うとともに、福祉ニーズを把握します。	・ケース会議に出席し、各種相談機関等や地域包括支援センターとの連携・協力を行い、福祉ニーズを把握します。	・ケース会議から得られた福祉ニーズを反映させた事業や支援を行います。

施策の方向性 2 ボランティア活動の推進

現状と課題

地域福祉計画策定に向けたアンケート調査の結果を見ると、ボランティア活動等に現在参加している住民は約 1 割となっています。また、ボランティア活動の輪を広げるために今後重要なこととして、「活動の内容を知らせる広報を充実する」が最も高く、活動へのきっかけづくりや持続可能な活動支援として、ボランティア活動の内容を広く周知することが必要です。

社協においては、ボランティアセンターの機能充実やボランティアグループへの支援の充実を図り、住民のボランティア活動の支援に努めてきました。今後、ボランティア活動を推進していく上で、今までボランティア活動に関わってこなかった人がボランティアに興味を持ってもらえるような情報発信や、既存のボランティア団体だけでなく、新規団体の設立を支援していくことなどが課題となっています。

また、ボランティアセンターの機能強化や、支援を求める人と支援を提供する人とのコーディネート機能の確立も求められます。

市の取組方針

支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、活動の活性化を進めます。

市社協の取組方針

ボランティア活動の紹介や募集を社協だより、ホームページ等で情報発信し、ボランティア活動への参加を促進します。

さらに、活動に関わるグループ・団体の活動が充実していくよう、ボランティアセンターの機能強化を図り、必要な情報提供や助言、コーディネートにより活動を支援します。

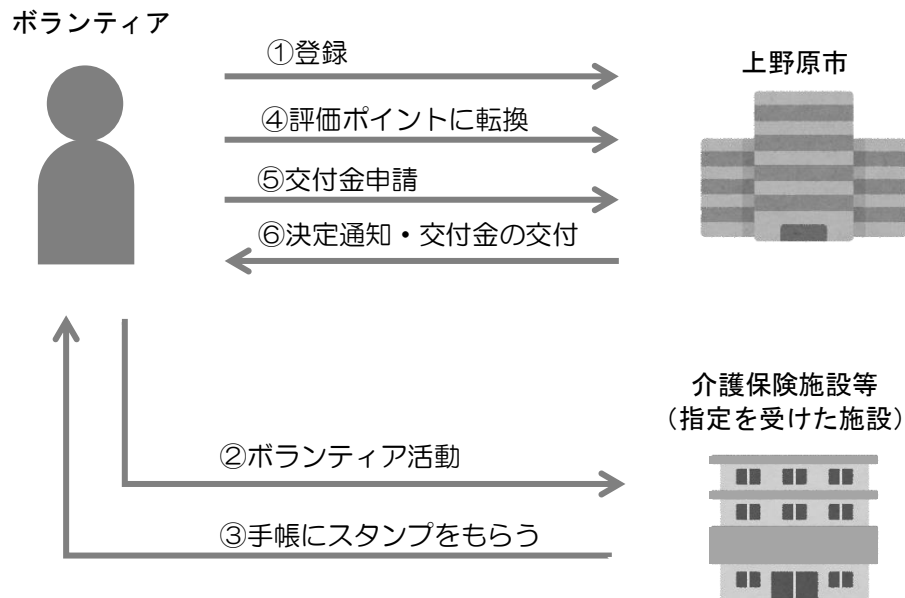
地域福祉活動計画（市社協）	短期的な取組	中長期的な取組
<p>地域福祉情報の発信</p> <p>社協だより、市社協ホームページやボランティアまつりなどイベントを通じて、福祉情報やボランティア情報を発信します。また、福祉施設等のサービス提供者に対し、福祉活動への協力を求めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティアグループやNPO、住民活動団体などの情報や資料収集を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> • 社協だよりやホームページ、ボランティア掲示板等での情報発信を行います。
<p>ボランティアセンターの機能充実</p> <p>市民のボランティア活動の拠点として、より一層活用できるよう、福祉なんでも相談の充実や活動者への個別支援、活動先に対する連携・支援など、ボランティアセンター機能の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 今後のボランティア関連の新規事業の情報発信等を積極的に行います。 • 市から受託した上野原市助け合いボランティアポイント制度を活用し、ボランティア活動の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> • 社協に登録しているボランティアの情報について、ホームページ等でリアルタイムの情報提供を行います。 • 市民の余暇時間の活動として、「ボランティア」という選択肢が自然に浮かぶような情報発信を行います。
<p>ボランティアグループへの支援の充実</p> <p>各ボランティア団体・サークルの活動を活発化するため、活動にあたっての相談や団体間の交流連絡会等の支援の充実を図ります。ボランティアまつりでの自主財源の確保など、団体の資金調達の方法が広がるよう支援します。また、ボランティア保険により安心して活動できるよう支援します。新しいニーズに応じたボランティア団体の設立などを支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア活動を始めたい人、ボランティアを必要としている人や福祉施設・団体からの相談の受け付け、紹介します。 • ボランティア活動にあたっての相談や団体間の交流連絡会等を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティアについての情報が寄せられた場合、団体間で対応を検討できるような体制の確立を行います。
<p>ボランティアコーディネート機能の強化</p> <p>既存の事業だけでなく、新規の事業実施等も検討しながら、ボランティアの増加と質の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア個人、団体等へのマッチングをより積極的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域に出向いての、新たな活動の開発、学ぶ機会やネットワークづくりを行い、福祉ニーズが挙がった際にボランティアの力を十分発揮していただけるような体制の構築を行います。

○上野原市助け合いボランティア・ポイント制度の概要

市内に住む 65 歳以上の方（要支援・要介護状態でない方）が、指定の研修を受講後「助け合いボランティア」として登録し、市内で指定された介護保険施設等でボランティア活動を行います。その活動実績に応じてポイントが付与され、そのポイント数に応じて交付金が交付される事業です。

この制度は、介護予防を目的とし、活動を通じて高齢者の社会参加や地域貢献を支援し、お互いに助け合い、支え合う元気な高齢者が暮らす地域社会を作ることと目的としています。

助け合いボランティア・ポイント制度の流れ



施策の方向性3 サービスの質の向上と権利擁護

現状と課題

少子高齢化の進行に伴う支援を要する人の増加、さらには支援のニーズの多様化が進むなか、障がいのある人や判断能力の不十分な高齢者、子どもなどが人として尊厳をもって生活できるよう、必要な支援が受けられる権利擁護の充実が求められています。

社協においては、日常生活自立支援事業において、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行っていますが、金銭管理のみに留まらない支援へも対応しながら、今後も支援を必要とする人の権利擁護に努めていくことが必要です。

市の取組方針

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択し、利用できるよう、サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。

また、自己の権利を表明することが困難な認知症高齢者や障がいのある人などの要配慮者が、必要なサービスを適切に利用できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知啓発と利用支援を図ります。

市社協の取組方針

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、複雑化・多様化している福祉サービスへのニーズに対応するため、福祉サービスの質の向上を図ります。

また、判断能力が不十分な高齢者や障がい者の権利を守り、適切な支援が受けられるよう、権利擁護に関する取り組みを進めます。

地域福祉活動計画（市社協）	短期的な取組	中長期的な取組
日常生活自立支援事業 福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスにより、生活支援員がご本人に代わり福祉サービスの利用手続きや生活費の管理を行い、年金証書などを預かります。	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業を社協だよりやホームページで周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人成年後見事業との連携を図りながら、利用者本人にとって最大限利益となるような対応を行います。
法人成年後見事業の実施 増大が予想される第三者後見人の担い手として、市社協による法人成年後見事業を実施していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 法人成年後見制度の研修会に参加する等、調査研究を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 市やNPO等と連携し、法人成年後見制度を実施します。
サービスの質の向上 福祉サービス苦情処理第三者委員制度を推進し、介護保険サービス、障がい者自立支援事業、その他サービスの利用者からの苦情に適切に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス苦情処理第三者委員制度について周知を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス苦情処理第三者委員を設置し、利用者からの苦情に対応します。
情報公開規程の整備 情報公開に関する規程の整備に取り組み、透明性の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開規程の整備にあたり、調査・研究を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開規程と実務的マニュアルを作成します。

基本目標 4 安全・安心に暮らせる地域づくり

施策の方向性 1 地域での防犯・防災体制の推進

現状と課題

第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査では、上野原市の地域福祉で重点にすべきこととして「高齢者や障害者、子どもが安心して暮らせる安全対策の推進」が最も求められています。災害時においても要支援者が地域で安心して生活を送ることができるよう、今後も、地域住民の防災意識を高めるとともに、情報提供の充実や、要支援者の把握・避難行動要支援者支援体制の整備が必要です。

また、大規模災害や局地的豪雨災害などが発生した際には、災害ボランティアセンターが設置され、積極的なボランティア活動が行われていることから、災害ボランティアの啓発と育成の重要性が一層高まっています。社協においても災害ボランティアセンターを立ち上げ、運営する際の担い手の育成などに取り組んでいますが、今後も災害ボランティア活動の周知を図るとともに、災害ボランティアの育成や災害ボランティアセンター運営の基盤整備など、災害支援体制のさらなる充実が必要です。

市の取組方針

防災意識の啓発を促進するとともに、地域防災計画に基づき、関係部署との連携による避難行動要支援者の避難支援体制の整備などを通じて、地域の防災力を高めていきます。

また、防犯意識啓発の活動を進めるとともに、地域で展開されている防犯活動の充実を図ります。

市社協の取組方針

災害時の要支援者などへの支援に向けて、緊急時でも要支援者を支援できる体制の構築を進めるとともに、地域住民の防災意識や自分たちで地域を守る意識の高揚を図ります。

また、災害時に、災害ボランティアがより効果的に活動できるよう、災害ボランティアセンターの体制や運営基盤の整備を進めるとともに、災害ボランティアを育成します。

地域福祉活動計画（市社協）	短期的な取組	中長期的な取組
<p>災害ボランティアセンターの運営</p> <p>災害ボランティアセンターの円滑な運営のため、災害ボランティア運営マニュアルを作成するとともに、定期的に立ち上げ訓練を実施し、有事に備えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営マニュアルに基づいた災害ボランティアセンター立ち上げ運営訓練を行い、実際の災害に備えます。
<p>災害ボランティアの育成・確保</p> <p>災害時に支援が必要な人への義援金や救援物資の送付、現地での支援活動などのボランティア活動の担い手を育成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア向けの災害に関する研修会を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンターにおいて、被災者の要望を把握し、ボランティア活動に結びつける「災害ボランティアコーディネーター」の養成を行います。
<p>振り込め詐欺、消費者被害、交通事故、火災からの被害の防止</p> <p>関係機関と連携し、高齢者等を狙った悪質な犯罪の被害を防止するよう情報提供や学習機会の提供を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいいきいきサロン等の団体に働きかけ、警察署や消費生活センターなどの機関による出前講座等を利用しながら、防犯に関する周知を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪の種類や手口などの具体的な情報提供や学習機会を継続して行っていきます。

施策の方向性 2 健康づくり・介護予防の推進

現状と課題

市民の地域活動へ参加促進のためには、市民自身が健康であることが重要です。上野原市では、生きがいのある長寿社会の形成に向けて、「世界最健康長寿のまち」推進事業、高齢者健康教室事業を進めています。社協としても、市老人クラブ連合会の活動や市民の健康づくり活動への支援を通じて、健康づくり・介護予防の推進を図っていますが、老人クラブに興味を持ってもらえるような情報発信や参加者の固定化が課題となっています。

介護保険法の改正による介護予防事業が地域で展開される中、健康づくりや介護予防に対する個人や地域を支援する体制の充実を図っていくことが必要です。

市の取組方針

市民一人ひとりの社会的な自立に向けて、生活習慣病や介護予防、心の健康づくり等、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。

また、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、就労やボランティア活動、余暇活動などの生きがいづくりの支援に取り組みます。

市社協の取組方針

地域福祉活動を進めるため、関係機関との連携を図りながら地域における健康づくり・介護予防活動を進めます。

地域福祉活動計画（市社協）	短期的な取組	中長期的な取組
市老人クラブ連合会の活動支援	• 老人クラブへ興味を持たなかったり、抵抗がある方々へ興味を持ってもらえるような情報発信を行います。	• 定年を迎えた直後の方等をターゲットに、老人クラブの会員が増加するよう支援していきます。
仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を行う老人クラブの活動を支援します。		
健康づくり活動への支援	• 介護予防事業の推進や地域での健康づくり活動を支援していきます。	• 健康づくり活動を当事者たちが自分たちで行えるよう支援します。
各種健康づくり活動を支援します。		

施策の方向性3 外出・移動の支援

現状と課題

地域福祉計画策定に向けたアンケート調査では、市の生活環境については、交通機関の便利さに不満がある割合が6割と高く、移動の利便性が課題となっていることがうかがえます。

社協でも、要介護認定者の医療機関の受診を支援するサービスを実施してきましたが、利用範囲等の不明確な面も見られ、市民のニーズに応じて、様々なケースに適切に対応できるよう移動支援の充実を図っていくことが求められます。

市の取組方針

障壁（バリア）を生じさせない配慮やユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

また、高齢化の進行や社会情勢が変化する中、移動や買い物、通院の支援などの福祉ニーズに対応したサービスの創出に努めます。

市社協の取組方針

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、要介護者等の通院など、外出・移動における生活課題に対応していく仕組みづくりを進めます。

地域福祉活動計画（市社協）	短期的な取組	中長期的な取組
自立・社会参加を支援する事業 障がい者、一人暮らし高齢者、ひとり親家庭等の自立と社会参加に向けた事業を実施します。	参加者の意見を聞きながら、既存の事業をベースにより魅力的な事業を実施します。	住民参加による福祉サービス事業の提供、創出を行います。
福祉用具貸出事業 主に車椅子、ポータブルトイレの貸し出しを行います。	定期的な備品の点検を行います。	貸出用具の充実を図ります。
要介護者の受診のための移送サービス事業 要介護認定者の受診を支援するサービスを行います（市委託事業）。	利用条件の見直し等を市と検討し、移送サービスを実施します。	市と協働して移送サービス事業の拡充を図ります。 高齢者だけでなく、障がい者など支援が必要な方の移動支援の検討を行います。



第5章

計画の推進

1 地域福祉推進の役割分担

地域福祉の推進は、地域住民一人ひとりをはじめ、地域の活動団体や地域社会を構成するあらゆる機関・団体などの参加協力が不可欠です。そのため、地域住民や、区長会（自治会）、ボランティア、企業など各種団体が積極的に役割を果たし、連携・協働しながら本計画の実現に向けて取り組むことが必要です。

計画の推進にあたっては、次のような役割分担で各種団体がそれぞれ、具体的にできることは何かを話し合い、できることから着実に実践していきます。

[各種団体の役割分担]



2 市社協の成り立ち

(1) 設立・役割

平成 17 年 2 月に旧上野原町と旧秋山村が合併し、上野原市が誕生したことに伴い、旧上野原町社協と旧秋山村社協も合併し、上野原市社会福祉協議会が設立しました。社会福祉法第 109 条に位置づけられた社会福祉法人格を有する民間団体として、地域福祉の推進と高齢者や障がい児・者を対象とした事業を企画・実施し、地域で活動する各種団体への助成等も行っています。

社会福祉法に「地域福祉の推進を図る団体」と明記されているとおり、地域福祉活動に取り組む社会福祉法人として、市民参加のまちづくりやボランティア活動の促進、見守り支援体制の整備、相談体制の充実など市民が安心して暮らせるための事業を推進していきます。

また、9 行政区に設置されている地区社会福祉協議会の活動を支援する立場にあります。

社会福祉法（抄）（昭和 26 年法律第 45 号）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

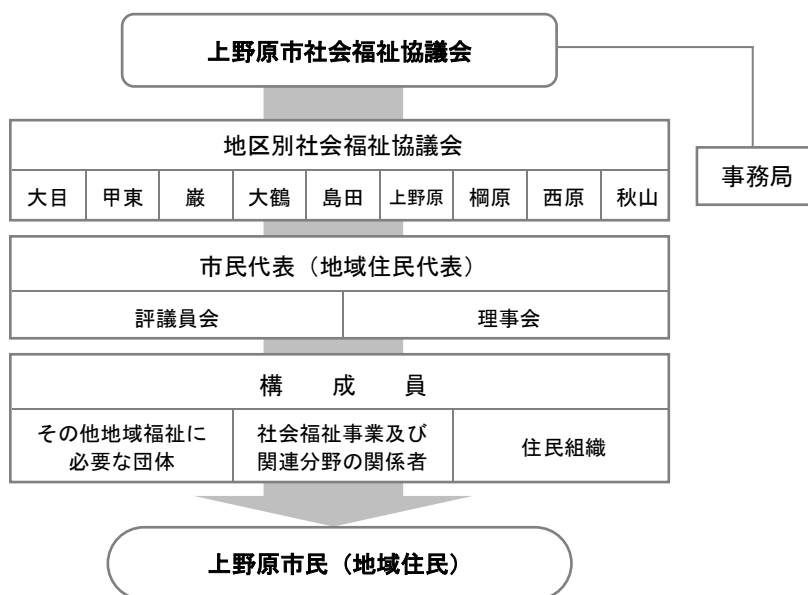
第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 組織・財政

平成 29 年現在、役員は理事 14 人、監事 2 人、評議員 33 人、会員数は普通会員 7,318、賛助会員 75、特別会員 19 となっています。

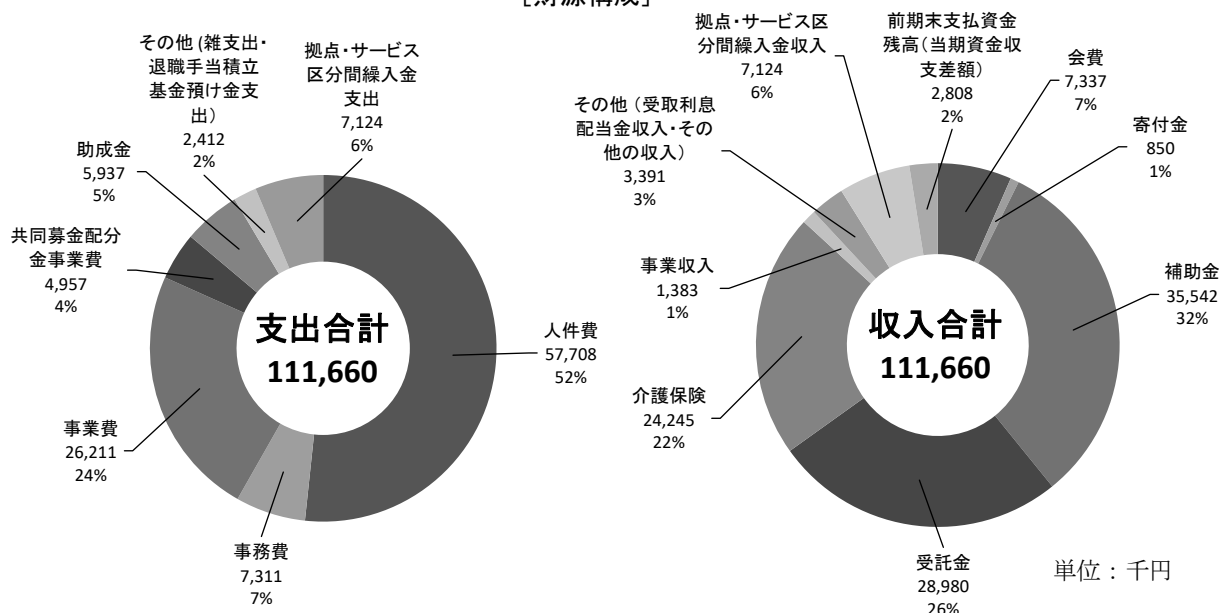
収入は補助金、介護保険事業、受託金で全体の 60% 以上を占めています。このほか障害者自立支援介護費事業、会費、寄付金や共同募金分配金などで構成されています。



設立認可	平成 17 年 2 月 15 日
会 長	学識経験者
役員構成	理事 14 人 (会長、各地区民児協会長、各福祉団体長、市福祉保健部長)
評議員	33 人 (各地区区長会長、各地区民児協副会長、各福祉団体長)
監 事	2 人 (福祉法人理事長、税理士)
会員数	一般会員 7,318 (世帯加入率 73.5%) 賛助会員 75 (社協役員、議員、民生委員等) 特別会員 19 (篤志家、会社、団体)
職員数	事務局 8 人 ホームヘルパー、デイサービス職員等 20 人

平成 29 年度現在

[財源構成]



項目	内容
会費	一般会費 1世帯年額 1,000 円 (40パーセントを活動助成金として地区へ還元します。) 賛助会員 年額 2,000 円 特別会員 年額 5,000 円
受託金	市の指定を受けた事業について、市から交付されます。 (みんなで支える地域福祉推進事業、敬老会事業、移送サービス事業、老人クラブ事業、老人福祉センター管理運営事業)
補助金	市の指定を受けた事業について、市から交付されます。 法人運営のための事務局職員を配置しています。
事業費	介護保険制度に基づく居宅介護支援事業、訪問入浴介護事業、訪問介護等事業、障害者自立支援事業、秋山通所介護事業等福祉サービスを提供して受ける収入です。
共同募金配分金	各世帯に働きかける世帯募金、市内企業に働きかける法人募金、啓発活動として市内学校にて働きかける学校募金、さらには職域募金などの募金活動を行っています。 市民から寄せられた貴重な募金は、県共同募金会へ送り、翌年の配分計画に基づいて、福祉施設や地域福祉の推進のための事業に配分されています。
その他	寄附金 (善意銀行預託)

(3) 市社協が行っている事業

市社協は市民の生活に密着した次のような事業を展開しています。

①法人運営事業

法人運営事業は、適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画等の社協事業全体の管理事業を行います。

番号	事業名	内容
1	理事会等の開催	○理事会（年4回以上） ○評議員会（年2回以上） ○評議員選任・解任委員会
2	事業・会計監査	○事業、会計の監査の実施（年1回）
3	市社協会員募集	○市社協の各種会員の募集 ・一般会員（各世帯 1,000円） ・賛助会員（社協役員、有識者など 2,000円） ・特別会員（福祉関係機関、団体など5,000円） ○賛助、特別会員の新規加入の促進
4	指定管理者制度管理運営事業	○上野原市秋山老人福祉センターの管理・運営
5	市社協役職員の研修	○市社協の理事、評議員、職員などの研修の実施 ○職員の資質向上のための研修会への参加 ○苦情解決の研修会への参加
6	善意銀行事業	○善意銀行の受付 ○善意銀行の促進 ○善意銀行運営委員会の開催 ○善意銀行を財源とした事業の実施 ○災害見舞金事業の補助 ○各種事業への補助
7	地区社会福祉協議会支援事業	○地区社協活動の支援 ○地区社協会議等への参加、協力 ○地区社協への助成（各地区社協一般会員会費の納入額の40%を活動費として助成）
8	社協管理施設等貸出事業	○秋山老人福祉センター内施設の貸し出し ○社協バスの貸し出し ○福祉物品の貸し出し

番号	事業名	内容
9	受託運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ○受診のための移送サービス事業の受託 ○みんなで支える地域福祉推進事業の受託 <ul style="list-style-type: none"> ・広報事業 ・障がい児者の社会参加促進事業 ・ボランティア活動事業 ・生きがい事業（ひとり暮らし高齢者） ・太陽のつどい事業 ・母子父子家庭の社会見学事業 ・障がい者社会見学事業 ・在宅障がい児春・夏野外訓練事業 ・友愛訪問事業（夏・冬） ・ハッピーバースデー事業 ○市老人クラブ連合会の受託 ○市敬老会運営事業の受託 ○生活困窮者自立支援事業の受託 ○結婚相談所運営事業 ○介護予防事業
10	実習生の受け入れ	○社会福祉士等の実習生の受け入れ、指導
11	個人情報保護規程に関する事業	○個人情報保護規程の徹底
12	広告掲載等収益事業	○社協だよりの広告掲載などによる収益事業の実施
13	市との連絡調整事業	○関係機関などとの地域福祉推進会議の開催

②福祉活動推進事業

地域福祉活動推進事業は、住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや福祉コミュニティづくりなど地域福祉を推進する事業を行います。

番号	事業名	内容
1	第3次地域福祉活動計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ○策定委員会の開催 ○第3次地域福祉活動計画（平成30～34年度）の策定
2	地域福祉活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○区単位での生活支援活動の取り組みの検討 ○地域懇談会の開催の調査、検討 ○住民参加型福祉サービスの推進 ○外出支援ボランティアの育成の調査、研究 ○関係機関、団体の支援

番号	事業名	内容
3	ボランティアセンター活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンター機能充実 ○ボランティア活動情報の提供 ○ボランティア活動の普及・啓発 ○ボランティア団体の活動支援及び助成 ○ボランティア活動保険への加入促進 ○ボランティアまつりの開催 ○ボランティア交流連絡会の開催 ○ボランティア交流連絡会研修の実施 ○ボランティアの育成、学習会の開催 ○専門ボランティア（個人、団体）の育成、活用 ○収集ボランティア活動（ペットボトルキャップ、古切手）の受付 ○ボランティアグループ助成事業の実施（ボランティア活動保険、活動費の助成） ○手話講習会の開催
4	広報・啓発活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ○社協だよりの発行 ○ホームページの運営 ○地域福祉活動情報の発信 ○ソーシャルネットワーキングサービスによる情報発信の開始（フェイスブック）
5	太陽のつどい	○全市民を対象としたゲームやレクリエーションなどを通じての交流事業の開催
6	上野原市社会福祉大会	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉功労者・団体の表彰 ○記念講演
7	在宅介護者のつどい	<ul style="list-style-type: none"> ○介護についての学習 ○介護者同士の情報交換
8	ふれあいいきいきサロン（高齢者、子育て、障害者等）推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいいきいきサロンの普及・啓発 ○ふれあいいきいきサロンの立ち上げ支援 ○ふれあいいきいきサロンへの助成 ○ふれあいいきいきサロン代表者研修会の実施 ○巡回型子育てサロンの実施の検討 ○男性サロンの立ち上げ支援 ○介護予防事業
9	福祉教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉のこころ普及事業（市内小中学校と協働して福祉教育を通しての地域づくりを推進する事業の実施） ○福祉講話の講師の斡旋 ○福祉作品コンクールの開催
10	各種調査	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の要援護者・世帯のケース調査の実施 ○地域福祉活動アンケートの実施の検討
11	高齢者生きがい事業	○ひとり暮らし高齢者社会見学事業の実施
12	障がい児・者社会参加促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の社会見学事業の実施 ○在宅障がい児の野外訓練の実施 ○障がい児者社会参加促進事業「すてっぴ」の実施（月2回予定）

番号	事業名	内容
13	子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○母子父子家庭の社会見学事業の実施 ○ハッピーバースデイ事業の実施
14	共同募金事業	<ul style="list-style-type: none"> ○募金運動の実施（10月1日～3月31日） ○募金活動への協力の促進、強化 ○配分金事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ①子育て・障がい児者支援事業 ②在宅介護者のつどい事業 ③住民交流事業 ④地域福祉セミナー ・あったかサービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ①サロン事業 ・市町村社協活動事業 <ul style="list-style-type: none"> ①社協だより発行事業 ②上野原市社会福祉大会開催事業 ・小地域福祉活動事業 <ul style="list-style-type: none"> ①ふれあい広場・子どもの遊び場助成事業 ・地域福祉活動団体推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ①ボランティアまつり ②ボランティア活動支援事業 ③太陽のつどい開催事業 ・歳末たすけあい事業 <ul style="list-style-type: none"> ①要援護世帯等への見舞金贈呈事業 ○災害見舞金事業の実施
15	老人クラブ連合会事業	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生きがい活動促進 <ul style="list-style-type: none"> ・各種教室・講座の実施 ・三市交流ボウリング大会の実施 ・三市村交流ゲートボール大会の実施 ・三市村交流グラウンド・ゴルフ大会の実施 ・グラウンド・ゴルフ大会の実施（上野原） ・東部地域高齢者作品展の実施 ・いきいき山梨ねんりんピックへの参加 ○会誌「むろがや」の発行の実施 ○単位クラブへの活動支援 ○女性委員活動の実施 ○役員等の研修
16	福祉協力員事業	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉協力員の委嘱 ○代表者会の実施 ○研修会の実施 ○福祉協力員活動マニュアルの作成の検討
17	災害対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンター立ち上げ運営訓練の実施 ○災害ボランティア育成事業の実施 ○災害時対策事業（実際に災害が発生した場合に対応できる環境、物品の整備） ○災害被災地支援事業の実施（被災地の復興支援のためのボランティアの派遣、救援物資の受付等の実施） ○市との災害時の支援協定の検討 ○災害ボランティアセンター立ち上げ、運営マニュアルの作成の検討

番号	事業名	内容
18	地域福祉支援事業	○県内障害者施設入所者激励訪問事業の実施 ○災害見舞金事業の実施
19	地域見守りネットワーク事業	○地域でひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい児者等の見守り活動を行う体制づくりの検討

③地域福祉サービス利用支援事業

地域福祉サービス事業は、福祉サービス利用者等のサービス利用の援助や地域生活支援に向けた相談・支援活動などの事業を行います。

番号	事業名	内容
1	生活福祉資金貸付事業	○各種貸付についての相談、援助 ・総合支援資金 ・福祉資金福祉費 ・福祉資金緊急小口資金 ・教育支援資金 ・不動産担保型生活資金
2	日常生活自立支援事業	○各種サービスの実施 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス
3	受診のための移送サービス事業	○介護保険要介護度1以上の申請者の病院等の移送サービスの実施（月片道4回まで利用可能）
4	生活困窮者自立支援事業	○生活保護に至る前の方（経済的に困窮し生活や仕事に心配・不安を抱えている）に対し、相談支援を行い自立の促進を図る。

3 市社協の基盤強化

社協が、地域福祉推進の中心的な組織として、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、社協に対する地域の市民や関係機関・団体などの理解・協力が必要です。

そのため、社協のことをよく知ってもらい、市民とともに地域で支え合う仕組みづくりを進めていけるよう、事業推進のための組織体制の整備・財政基盤の強化など必要な運営基盤の整備を行っていきます。

(1) 組織の強化

地域福祉の推進における中核的役割を担う組織としての位置づけのもと、社会福祉協議会の組織・基盤強化に努め、積極的な活動展開を行い、地域の状況に応じた様々な支援を行う体制をつくります。

地域福祉の中核的役割を担う組織として、社協組織の基盤強化や積極的な地域福祉施策を展開するとともに、地域の状況に応じた様々な支援体制を構築します。

また、職員の能力開発に向けたキャリアアップを図り、様々な業務に対応できる人材育成を進めます。

さらに、社会福祉法の一部改正を踏まえて、役員・評議員体制を見直し、社協の機能強化を図ります。

(2) 財源の強化

社会福祉協議会の機能を強化し、既存制度では対応しきれない制度の狭間の方々を支援し、不足する社会資源の開発を進め、さらなる地域福祉活動の充実を図るため、社会福祉協議会の会員・会費募集、共同募金運動などの財源の確保に努めます。

また、介護事業や委託事業等社協が担うべき役割を踏まえた事業を実施し、安定財源の確保に努めます。

4 計画の推進と進行管理

(1) 推進体制の確立

地域福祉の推進において、本計画のめざす地域福祉の方向性や取り組みについて、地域住民や区長会（自治会）、ボランティア、企業などの各種団体等計画に関わるすべての人が、共通の認識を持つことが大切です。

そのため、社協の窓口をはじめ、広報やホームページ、地域における様々な機会を通じて、本計画及び地域福祉の重要性についての周知・啓発を図ります。

また、本計画の着実な推進と実効性を担保するために、「上野原市地域福祉活動計画推進委員会」（仮称）を設置し、計画の進捗状況など総合的な評価を行います。また、必要に応じて計画の見直しを行い、柔軟に計画の推進を図ります。

(2) 市との連携

地域福祉の積極的な推進において、市民や関係団体等の自主的な取り組みを様々なかたちで支援するためには、市をはじめとする行政機関の地域福祉における推進・調整の役割が重要です。

本計画は、第2次上野原市地域福祉計画との整合性を図り、市との連携を強化し、地域で助け合う安全・安心のまちづくりを進めます。

(3) 市民・関係機関との協働

地域福祉の推進は、地域住民一人ひとりをはじめ、地域の活動団体、その他地域社会を構成するあらゆる機関団体などの参加協力が不可欠です。

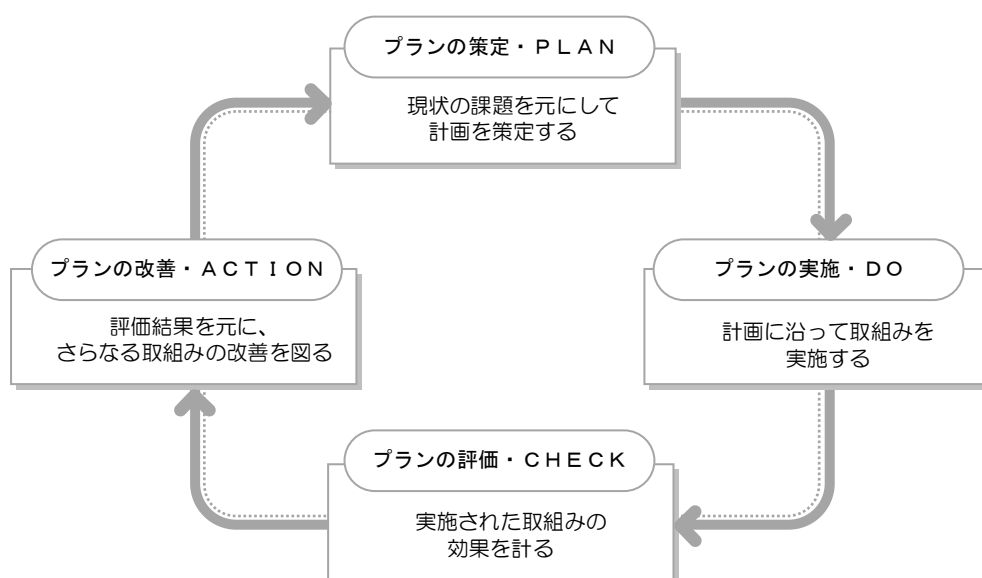
そのため、本計画は、区長会（自治会）、ボランティア、企業などの各種団体等、様々な社会資源とのネットワークづくりを進め、それぞれの役割を担いながらも、同じ目線をもった協働のもとに計画の推進を図ります。

(4) 進行管理

今後は、地域福祉推進の方向性のもと、社協や地域団体等のそれぞれの活動を推進していきながら、地域懇談会や社協職員による会議などの話し合いの場でお互いの取り組みを確認するとともに、さらなる計画の推進を図ります。

さらに、計画の最終年度には評価結果を踏まえて計画の見直しを行います。

また、社協自らもPDCAサイクルを実践しながら、毎年度点検と評価を行い、必要に応じて事業の内容や実施方法の改善が必要な場合には、速やかに改善を図ります。





第 6 章

資料編

1 / サロン一覧

○高齢者

	名前	内容
1	新三ふれあいいいきいきサロン	お茶のみ、おしゃべり、手芸、軽体操、歌、日帰り旅行など (新三地区高齢者)
2	コモアふれあい広場	お茶のみ、おしゃべり、手芸、会食、パズル、ゲームなど (高齢者)
3	社協広域ふれあいいいきいきサロン	情報交換・日帰り旅行・地域高齢者のふれあい・調理実習・お茶のみ会
4	野菊の会いきいきサロン	手芸(第1水)、コーラス(第3水)、健康体操など
5	上新田ひまわりサロン	体操、環境美化、バス旅行など (上新田地区中高年者)
6	田野入サクラサロン	体操、カラオケ、環境美化など (田野入地区高齢者)
7	新井西健康サロン	お茶のみ、おしゃべり、太極拳、健康体操など (新井地域高齢者)
8	大柵ふれあいいいきいきサロン	地域交流 (地区内高齢者)
9	コモア文庫サロン	お茶のみ、おしゃべり、本の貸出し、絵本の読み聞かせなど (コモア地区全住民)
10	新一若草サロン	カラオケ、手芸、お茶のみ、おしゃべり、日帰り旅行など (新一地区高齢者)
11	山風呂ふれあいいいきいきサロン	お茶のみ、おしゃべり、旅行など (山風呂地区高齢者)
12	南区あじさいサロン	お茶のみ、おしゃべり、合唱、ゲームなど (南区高齢者)
13	羽佐間ふれあいいいきいきサロン	お茶のみ、おしゃべり、朗読、散歩、健康相談、カラオケなど (羽佐間地区高齢者)

	名前	内容
14	小倉コスモスサロン	環境美化、会食、ボランティアによる紙芝居など (地区内中高年者)
15	新一すこやかサロン	お茶のみ、おしゃべり、カラオケ、手芸 など (新一地区高齢者)
16	奈須部ふれあいいいきいきサ ロン	お茶のみ、カラオケ、日帰り旅行、季節行事、環境 美化 など (奈須部地区住民)
17	千足ふれあいいいきいきサロ ン	お茶のみ、おしゃべり、カラオケ、環境美化 など (千足地区住民)
18	八米ふれあいいいきいきサロ ン	お茶のみ、おしゃべり、神社掃除など (八米地区高齢者)
19	中新田なか仲サロン	お茶のみ、おしゃべり、健康体操など (中新田地区高齢者)
20	参水会	お茶のみ、おしゃべり、カラオケ、合唱、将棋など (駒門地区住民)
21	大曾根ふれあいうぐいすの 会	カラオケ、お茶のみ、おしゃべりなど (地区内高齢者)
22	西区みのるの会	お茶のみ、おしゃべり など (西区高齢者)
23	新二ふれあいいいきいきサロ ン	お茶のみ、おしゃべり、手芸、工芸 など (新二地区高齢者)
24	一古沢いきいきサロン	お茶のみ、おしゃべり、歌、手芸 など (一古沢高齢者)
25	尾崎いきいきサロン	昼食、おしゃべり、歌 など (尾崎地区高齢者)
26	小伏いきいきサロン	お茶のみ、おしゃべり、健康体操、歌を歌う など (小伏地区高齢者)
27	藤尾ふれあいいいきいきサロ ン	お茶のみ、おしゃべり、カラオケ など (藤尾地区高齢者)
28	にしばら錦会	山梨神社清掃・情報交換・日帰り旅行・お茶のみ会 (西シ原高齢者)
29	用竹いきいきサロン	お茶のみ、おしゃべり など (用竹高齢者)
30	富岡いきいきサロン	グラウンドゴルフ、お茶のみ、おしゃべり など

	名前	内容
31	下新田ふれあいいいきいきサロン	カラオケ、ゲーム、スポーツ、福祉講話、防災講話、交通安全講話など (地区高齢者)
32	向風はちまん会サロン	神社の清掃、お茶のみ、おしゃべり、カラオケ
33	富士見ふれあいいいきいきサロン	お茶のみ、おしゃべり、日帰り旅行、美化作業
34	いきいきサロン遠所	お茶のみ、おしゃべり、グランドゴルフ、カラオケなど (高齢者)
35	東区いきいきサロン	カラオケ、健康体操、ハイキングなど (高齢者)
36	飯尾ふれあいいいきいきサロン	カラオケ、お茶のみ、おしゃべり、情報交換など (地域住民)
37	仲間川ふれあいいいきいきサロン	カラオケ、お茶のみ、おしゃべり、情報交換など (地域住民)
38	原いきいきサロン	カラオケ、お茶のみ、おしゃべり、情報交換など (地域住民)
39	安寺沢いきいきサロン	お茶のみ、おしゃべり、情報交換など (地域住民)
40	塚場生き生きサロン	ペーパーフラワー作り、懐メロ合唱、芋煮会など 塚場地区高齢者
41	桜井いきいきサロン	お茶のみ、おしゃべりなど 桜井地区高齢者
42	郷原ふれあいいいきいきサロン	お茶のみ、おしゃべり、ゲーム、うた など (郷原地区住民)
43	板崎いきいきサロン	お茶のみ、おしゃべり、バス旅行、リズム体操など
44	中野ふれあいいいきいきサロン	リズム体操、座談会など (中野地区高齢者)
45	大垣外ふれあいいいきいきサロン	カラオケ、各種ゲーム、お食事会など (地区在住65歳以上)
46	はればれサロン	カラオケ、各種ゲーム、お食事会など (地域住民)
47	椿ふれあいサロン	地域住民の交流、健康指導など (地域住民)

	名前	内容
48	棚頭扇山サロン	地域高齢者のふれあい
49	ハッ沢いきいきサロン	地域高齢者のふれあい
50	おとうさんクラブ	将棋、囲碁、各種教室、美化運動など 新町一丁目の男性
51	古福志菜の花の会	地域清掃、地域行事のボランティア活動、スポーツ 交流、里山ハイキング、懇親会等の活動等 (古福志集落の住民)
52	先祖丸畑サロン	地域清掃等 (先祖丸畑集落の住民)
53	諏訪ふれあいいいきいきサロ ン	ゲートボール、カラオケ、会議等 (諏訪地区内高齢者)
54	当月カラオケ倶楽部	カラオケ (地区内高齢者)
55	本二笑楽会	童謡を歌いながら脳トレや体操、カラオケ、おしゃ べり (地区内高齢者)
56	お茶のみ会	お茶のみ、カラオケ、体操、その他 (地区内高齢者)
57	日野地区いきいきサロン	地域交流 (地区内高齢者)
58	沢渡ふれあいサロン	カラオケ、花壇の手入れ、花見、納涼会、紅葉狩り、 手芸、忘年会等 (地区内高齢者)
59	大倉サロン	地区住民の親睦をはかるための諸行事 (地区内高齢者)
60	田町・寿サロン	合唱・お茶会
61	和見福寿会	グラウンドゴルフ、お茶のみ、草取り

○障がい

	サロン名	活動日、場所	活動内容 (参加対象者)
1	うぐいすサロン	毎月第3金曜日 午前10時～正午 勤労青少年ホーム	お茶のみ、おしゃべり、散髪 など (市内障がい者)
2	わきあいあい	月2回 勤労青少年ホーム	障がい者と一緒に習字、絵手 紙など趣味活動 (誰でも参加可能)
3	夢らぼ	月1～3回 市役所、保健センター等	障がいをもつ子供を持つ親 が集まり、情報交換 (障がいのある子供を持つ 親)

○子育て

	サロン名	活動日、場所	活動内容 (参加対象者)
1	にこにこママクラブ	毎月第1又は第2金曜日 午前10時～正午 ノースコム集会所	子育て中の母親(親子)の情 報交換・仲間づくりなど (子育て中の親子)
2	桐原たまひよママの お茶会	月1回 桐原保育所	小さい子供のいる親の親睦、 交流、情報交換 (親子)
3	島田子育て&地域カ フェ	月1回 島田コミュニティセンター	お茶会などを通し、子育てに 係る情報交換 (島田地区の子育て中の親 子)
4	アミーゴサロン(わか りあう仲間)	毎月第3及び第4木曜日 コモア集会所等	障がい・特性の理解、情報の 交換、親が孤立しないための サポート (自閉症スペクトラム障が いの子供を持つ親)
5	あそびにおいでよ	第2, 4木曜日 午前10時 ～12時 新町一丁目集会所	親子ふれあい遊びなど (0歳～3歳児とその親)
6	さいはら遊びの山	土曜日 午前10時～午後2時 西原ife体験宿	野山での自然を使った遊び 等 (子育て中の親子など)
7	ぽかぽかひろば	第3火曜日 コモアしおつ4丁目ウェ スト集会所	乳幼児と親子のアタッチメ ントコミュニケーションを はぐくむ (子育て中の親子など)

2 策定経過

月日	内容
平成29年9月15日～ 平成29年10月10日	第3次上野原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査
平成29年12月1日（金）	第3次地域福祉活動計画策定委員会委員委嘱状交付式 ①委嘱状の交付 第1回策定委員会 ①上野原市地域福祉計画の概要について ②上野原市社会福祉協議会地域福祉活動計画の概要と評価について ③アンケート調査について
平成29年12月5日（火）～ 12月20日（水）	策定委員による第2次上野原市地域福祉活動計画の進捗に関する評価
平成30年1月12日（金）	第2回策定委員会 ①「第2次上野原市地域福祉活動計画の進捗に関する評価」について ②第3次上野原市地域福祉活動計画 計画の骨子（基本目標・施策）【案】について
平成30年1月31日（水）	第3回策定委員会 ①第3次地域福祉活動計画の方向性と具体的な取り組みについて
平成30年2月14日（水）	第4回策定委員会 ①第3次地域福祉活動計画素案について
平成30年3月8日（木）	第5回策定委員会 ①第3次地域福祉活動計画案について

3 第3次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

選出区分	氏 名	所 属
福祉団体等の 代表者	碓井 恆夫	市民生委員児童委員協議会代表
	東山 邦子	ボランティア交流連絡会代表
	石塚 英一	市老人クラブ連合会代表
	関戸 将夫	市障害者福祉会代表・秋山地区区長会長 (策定委員会委員長)
	奈良 晴美	市母子寡婦福祉連合会代表
	長田 みどり	市心身不自由児者を守る父母の会代表
	互井 恭子	ふれあいいきいきサロン子育てサロン代表
	横瀬 礼子	ふれあいいきいきサロン高齢者サロン代表
	降矢きよみ	福祉協力員代表者会代表
	小澤 悦子	日本赤十字奉仕団代表
社会福祉施設の 代表者	岡部 順次	高齢者福祉施設代表
	久田 登美栄	障害者福祉施設代表
住民組織の 代表者	志村 一	上野原市区長会代表
学識経験者	奈良 壽弘	公民館長代表
	渡邊 英治	個人ボランティア (策定委員会副委員長)
	野崎 広仁	行政機関代表

4 第3次地域福祉活動計画策定委員会設置要領

社会福祉法人上野原市社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画策定委員会 設置要領

(目的及び設置)

第1条 この要領は、第3次地域福祉活動計画の策定に関し、関係団体・機関相互の連絡調整等を行い、その円滑かつ効率的な策定を図るため、第3次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会委員は、次に掲げるものをもって構成し、上野原市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者
- (2) 社会福祉施設の代表者
- (3) 住民組織の代表者
- (4) 学識経験者

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は委員の互選とする。

4 委員の任期は、地域福祉活動計画の策定が終了するまでとする。

(委員会)

第3条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長に事故がある時は副委員長が代理する。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、上野原市社会福祉協議会内に置く。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

上野原市社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画

発行日：平成30年3月

発行：社会福祉法人 上野原市社会福祉協議会

〒409-0112

山梨県上野原市上野原 3163 番地 上野原市総合福祉センターふじみ内

TEL 0554-63-0002

FAX 0554-63-0210

<http://uesya.com/>